

# 研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム (START)

Program for Creating Start-ups from Advanced Research and Technology

令和4年度 プロジェクト推進型  
SBIR フェーズ1 支援

公募要領

公募期間

申請締切：令和4年7月20日（水）正午



産学連携展開部 START 事業グループ

令和4年6月

本公募は審査を早期に進め、活動をできるだけ早く円滑に開始できるようにするため、令和4年度官民研究開発投資拡大プログラム（PRISM）予算措置前に始めるものです。予算状況等に応じて、スケジュール・採択件数・金額など、公募内容に大きな変更・調整などが生じる可能性があることをあらかじめご了承ください。

# プロジェクト推進型 SBIR フェーズ 1 支援 公募概要

## (1) 全体概要

プロジェクト推進型 SBIR フェーズ 1 支援（以下、「本事業」という。）では、各府省等から社会ニーズ・政策課題をもとに提示された研究開発テーマに対して、大学等の研究者による独創的アイデアにより研究者自らが概念実証（POC: Proof of concept）や実現可能性調査（FS: Feasibility study）を実施し、大学等発ベンチャーの起業や、大学等発ベンチャーを含む中小企業への技術移転を行うことにより、新技術の事業化を目指します。

## (2) 研究開発期間：5 ヶ月程度（令和 4 年度末まで）

## (3) 研究開発費（直接経費）：上限 715 万円

# 目次

<b>第 1 章 研究提案公募に当たって</b> .....	<b>7</b>
1.1 SBIR フェーズ 1 支援について.....	7
1.1.1 SBIR フェーズ 1 支援の背景・目的 .....	7
1.1.2 SBIR フェーズ 1 支援の枠組み .....	9
1.1.3 SBIR フェーズ 1 支援の管理・運営 .....	11
1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ .....	12
1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について .....	12
1.2.2 ダイバーシティの推進について .....	13
1.2.3 公正な研究活動を目指して.....	14
<b>第 2 章 公募・選考</b> .....	<b>16</b>
2.1 公募の対象となる研究開発テーマ.....	16
2.2 公募・選考スケジュール .....	35
2.3 SBIR フェーズ 1 支援の進め方、活動の流れ .....	35
2.4 研究開発期間 .....	37
2.5 研究開発費（上限額） .....	37
2.6 採択予定課題数.....	37
2.7 応募要件 .....	37
2.7.1 応募要件.....	37
2.7.2 技術移転先企業の要件 .....	41
2.8 応募方法 .....	42
2.8.1 申請 .....	42
2.8.2 申請書 .....	42
2.9 選考方法 .....	43
2.9.1 選考の流れ.....	43
2.9.2 利益相反マネジメントの実施.....	43
2.10 選考の観点 .....	46
<b>第 3 章 採択後の研究推進等について</b> .....	<b>47</b>
3.1 研究計画の作成.....	47

3.2 委託研究契約 .....	47
3.3 研究開発費 .....	47
3.3.1 研究開発費（直接経費） .....	47
3.3.2 間接経費.....	50
3.3.3 複数年度契約と繰越制度について .....	50
3.4 評価 .....	50
3.5 研究代表者及び主たる共同研究開発者、研究開発参加者の責務等.....	51
3.6 研究機関の責務等.....	52
3.7 その他留意事項.....	54
3.7.1 他機関に所属する研究者等や雇用関係のない学生が本研究に従事する場合の対応.....	54
3.7.2 取得物品の帰属 .....	55
3.7.3 技術シーズの知的財産権を所属機関が所有していない場合 .....	55
3.7.4 JREC-IN Portal のご利用について .....	55
3.7.5 エネルギー加速器研究機構との連携について.....	56
3.7.6 スタートアップ支援に関するプラットフォーム（通称 Plus）について.....	56

## **第 4 章 応募に際しての注意事項 .....** **57**

4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について .....	57
4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置 .....	58
4.3 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保..	61
4.4 不正使用及び不正受給への対応 .....	62
4.5 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置 .....	64
4.6 関係法令等に違反した場合の措置.....	64
4.7 繰越について .....	64
4.8 府省共通経費取扱区分表について.....	64
4.9 費目間流用について .....	65
4.10 年度末までの研究期間の確保について .....	65
4.11 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について .....	66
4.12 研究設備・機器の共用促進について .....	66
4.13 博士課程学生の処遇の改善について .....	67
4.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について .....	68
4.15 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について .....	69

4.16 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について .....	69
4.17 URA 等のマネジメント人材の確保について .....	70
4.18 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処） .....	70
4.19 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について .....	72
4.20 社会との対話・協働の推進について .....	73
4.21 オープンアクセスおよび研究データマネジメントについて .....	73
4.22 NBDC からのデータ公開について .....	74
4.23 論文謝辞等における体系的番号の記載について .....	75
4.24 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について .....	75
4.25 競争的研究費改革について .....	76
4.26 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について ....	76
4.27 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について .....	78
4.28 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について .....	81
4.29 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて .....	81
4.30 e-Rad からの内閣府への情報提供等について .....	82
4.31 研究者情報の researchmap への登録について .....	82
4.32 JST からの特許出願について .....	82
<b>第 5 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について .....</b>	<b>83</b>
5.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について .....	83
5.2 e-Rad を利用した応募方法 .....	83
5.3 その他 .....	88
5.4 具体的な操作方法と注意事項 .....	89
<b>第 6 章 Q&amp;A .....</b>	<b>99</b>
<b>SBIR フェーズ 1 支援 申請書様式 .....</b>	<b>107</b>

## 第 1 章 研究提案公募に当たって

### 1.1 SBIR フェーズ 1 支援について

#### 1.1.1 SBIR フェーズ 1 支援の背景・目的

日本版 SBIR 制度の諸課題に対応し、我が国のイノベーション創出を推進すべく、令和 3 年に日本版 SBIR 制度を中小企業等経営強化法から科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号。以下、「活性化法」という。）へ移管し、省庁横断の取組に強化するとともに、制度目的を「中小企業支援」から「イノベーション創出」としました。さらに、スタートアップ等への支出機会の増大を図るため、特定新技術補助金等（活性化法第 34 条の 8 第 1 項に規定する「特定新技術補助金等」をいう。）の一定割合がスタートアップ等へ支出されるよう支出目標を設定しています。そのうち、指定補助金等の交付等に関する指針（令和 4 年 6 月 3 日閣議決定）で別途定める指定補助金等（活性化法第 2 条第 16 項に規定する「指定補助金等」をいう。）は、公募・執行に関する各府省統一的な運用と社会実装の促進がなされることとされており、具体的には以下を実施します。

- ・ 指定補助金等の統一的なルールとして、以下 4 点を実施。
  - ①各府省等が社会ニーズ・政策課題に基づく研究開発テーマをスタートアップ等に適した形で設定。
  - ②実証可能性調査（FS：Feasibility study）段階から、幅広く支援を開始し、多段階選抜方式を通して、事業化・成長可能性の高い研究開発シーズを選抜し、連続的に支援を実施。
  - ③プログラムマネージャーによる運営管理、調達・民生利用への繋ぎ等の支援。
  - ④スタートアップ等に適した運用、審査基準、体制の標準化。
- ・ 研究開発成果の社会実装のため、随意契約制度の活用など事業活動支援等を実施。

本事業は、指定補助金等として位置づけられ、上記のような統一的なルールの中で実施することになります。指定補助金等では、「実用化・事業化によって社会課題の解決に資するもの」、「革新的な新技術であって、新市場創出の可能性のあるもの」をともに満たす領域を支援対象としています。

本事業は、下図で示すフェーズ 1 にあたり、社会ニーズ・政策課題をもとに設定された研究開発テーマに対して、大学等の研究者による独創的アイデアにより研究者自らが概念実証（POC：Proof

of concept) や実現可能性調査 (FS: Feasibility study) を実施し、大学等発ベンチャー (※1) の起業や、大学等発ベンチャーを含む中小企業への技術移転を行うことにより、新技術の早期社会実装を支援することを目的とします。



### SBIR 制度における多段階選抜方式の概要

(指定補助金等の交付等に関する指針 (令和 4 年 6 月 3 日閣議決定) より抜粋・追記)

	対象とする内容	事業期間/事業規模/経費 (※)
フェーズ 1	研究開発の内容について、科学的な実現可能性や技術的又は商業的な潜在性を判断するために実施する概念実証(POC: Proof of concept)や実現可能性調査(FS: Feasibility study)	1 年以内/ 300 万円～1,500 万円程度/ 委託費、補助金 ※本事業での募集内容は、「 <u>2.4 研究開発期間</u> 」「 <u>2.5 研究開発費 (上限額)</u> 」を確認してください。
フェーズ 2	フェーズ 1 で得られた成果等を前提として取り組む研究開発	1～2 年程度/ 1,000 万円～数億円程度/ 委託費、補助金
フェーズ 3	フェーズ 2 によって開発された技術、製品等の事業化に向けた準備	事業に応じた期間/ 設定せず

※本表に記載の事業期間、事業規模は、他府省等により運営されるプログラムの内容を含みます。

#### ※1 大学等発ベンチャー：

本事業では、大学等の教職員が職務として開発・発明した技術シーズを基に起業するベンチャー (\*) としています。

※技術移転先の大学等発ベンチャーを含む中小企業の要件は「2.7.2 技術移転先企業の要件」を参照してください。

\* ベンチャー：

一般的に新しい技術やビジネスモデルを中核とした新規事業により、急速な成長を目指す新興企業とされています。

1.1.2 SBIR フェーズ 1 支援の枠組み

本事業では、各府省等から社会ニーズ・政策課題をもとに提示された「研究開発テーマ」に対する技術について、大学等の技術シーズ（※2）を基にした研究開発提案を募ります。

具体的には、研究者自らの技術シーズを基に実用化に向けた概念検証や実現可能性調査を実施し、「自ら起業する」もしくは「大学等発ベンチャーを含む中小企業へ技術移転する」ことにより、社会ニーズ・政策課題の解決に資する新技術の事業化を目指す研究開発提案を対象とします（1.1.1 の図に記載のフェーズ 1 に該当）。

本事業（フェーズ 1）終了時の目標は、以下の通りです。

- ・ 概念実証（POC）や実現可能性調査（FS）が完了していること。
- ・ ビジネスモデルの検討が十分に進んでいること。
- ・ 知財戦略の検討が十分に進んでいること。

本事業終了後には、上記の目標を達成した上で、フェーズ 2 以降で他府省等により運営される SBIR 対応プログラムや、JST が別途実施している起業実証支援（※3）、ビジネスモデル検証支援（※4）等の実施に繋げ、社会ニーズ・政策課題の解決に寄与することを期待します。

なお、本事業は、「中小企業技術革新制度（SBIR 制度）（※5）」の一環として、「官民研究開発投資拡大プログラム（PRISM）（※6）」の主導のもとで実施され、内閣府によって設置された審査・評価委員会による定期的（少なくとも年 1 回以上）な実施状況等に係るフォローアップが実施されます。

※2 技術シーズ：

事業化を目指す上で必要となる研究成果等を指します。応募に当たっては当該研究成果等に関する特許を取得していることが望ましいですが、特許出願中や特許を出願予定であるもの、また必ずしも特許出願を行わない研究成果（ソフトウェア等）に基づく応募も可能です。

※3 起業実証支援：

大学等にて、事業プロモーター（\*1）のマネジメントのもと、市場や出口を見据えて事業化を目指した研究開発（\*2）プロジェクトを JST が支援します。

事業化に必要な研究開発に関わる活動に公的資金を提供し、プロジェクト終了時を目途に民間資金を活用しながら大きく成長するベンチャー企業の創出を目指します。

詳しくは、以下を参照してください。

○起業実証支援 事業概要

<https://www.jst.go.jp/start/entre-demo/index.html>

\*1 事業プロモーター：

大学等の研究成果に関して、効果的・効率的に研究開発及び事業化支援を実施しうるノウハウを持った人材のことを指します。

\*2 事業化を目指した研究開発：

学術的関心等ではなく、社会還元のため事業化を目指した研究開発を支援対象とします。実用化の範疇ではなく、事業化（商品の売上が計上されて顧客とのビジネスが成立）を支援終了後に実現するための研究開発となります。

※4 ビジネスモデル検証支援：

大学等の優れた技術シーズを基にしたビジネスモデル仮説の立案、及び実践的な検証を行うプロジェクトを JST が支援します。起業や起業実証支援への申請に繋げるなど、大学等の技術シーズの社会還元を加速させることを目指します。

詳しくは、以下を参照してください。

○ビジネスモデル検証支援 事業概要

<https://www.jst.go.jp/start/biz-model/index.html>

※5 中小企業技術革新制度（SBIR 制度）：

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に基づき、スタートアップをはじめとする中小企業等をイノベーションの担い手として位置づけ、大学・研究機関・民間企業等で生まれた技術シーズの事業化を促進することで、我が国をはじめ世界が直面する様々な社会課題に対応するとともに、新たな産業創出、産業競争力の強化に繋がるイノベーション創出の活性

化を図ることを目的としています。

詳しくは、以下を参照してください。

○SBIR 特設サイト

<https://sbir.smrj.go.jp/>

※6 官民研究開発投資拡大プログラム（PRISM）：

600 兆円経済の実現に向けた最大のエンジンである科学技術イノベーションの創出に向け、官民の研究開発投資の拡大等を目指して、平成 30 年度に創設された制度です。総合科学技術・イノベーション会議が、政府全体の科学技術イノベーション政策の司令塔として、民間の研究開発投資誘発効果の高い領域（ターゲット領域）に各府省の施策を誘導し、それらの施策の連携を図るとともに、必要に応じて追加の予算を配分することにより、領域全体としての方向性を持った研究開発を推進します。

詳しくは、以下を参照してください。

○官民研究開発投資拡大プログラム（Public/Private R&D Investment Strategic Expansion PrograM : PRISM（プリズム））

<https://www8.cao.go.jp/cstp/prism/index.html>

### 1.1.3 SBIR フェーズ 1 支援の管理・運営

ア) JST が競争的研究費制度としてプログラムを適正かつ円滑に実施するために、プログラムディレクター（以下、「PD」という。）及びプログラムオフィサー（以下、「PO」という。）を定めます。

イ) PD は、本事業全体の方針や運営等を統括します。

ウ) PO は、外部有識者等の委員で構成される「SBIR フェーズ 1 支援委員会」（以下、「委員会」という。）の委員長となり、本事業の運営の他、事前評価、進捗確認、事後評価、追跡調査等の一連の業務の遂行と取りまとめを行います。

エ) 研究開発テーマのニーズ元府省が指定する有識者は専門委員として委員会に出席し、指定する研究開発課題の事前評価、進捗確認、事後評価、追跡調査等に参画します。

オ) JST は、本事業終了時には成果報告書の提出を求めます。なお委託契約に基づく各種報告書も提出していただきます。さらに本事業の成果をもとに起業したベンチャーや技術移転先企業には追跡調査に協力していただきます。

## 1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ

### 1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について

#### **JST は持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献します！**

2015 年 9 月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球および繁栄のためのより包括的で新たな世界共通の行動目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする成果文書「**我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ**」が全会一致で採択されました。SDGs の 17 のゴールは、人類が直面している持続可能性に関する諸課題を示しているだけでなく、これらの課題を統合的かつ包摂的に解決していくことが求められており、科学技術イノベーションによりこれらの社会課題の解決や、より良い政策決定に資する科学的根拠を提供することが期待されています。これらの役割は、1999 年に国際科学会議で採択された「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」（ブダペスト宣言（※））の中で示された、新たな科学の責務である「社会における科学と社会のための科学」と一致すると言えます。わが国の科学技術政策を推進する中核的機関として、JST は先端的な基礎研究を推進するとともに、社会の要請に応える課題解決型の研究開発に取り組んでいます。SDGs は JST の使命を網羅しうる世界共通の目標であり、JST の事業を通じて産学官民と共創し、持続可能な社会の実現に研究者の皆様と一緒に取り組んでいきたいと思えます。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

※ブダペスト宣言では、「知識のための科学」「平和のための科学」「開発のための科学」「社会における科学と社会のための科学」が 21 世紀の科学に対する責任、挑戦そして義務として明記されています。

○持続可能な開発目標（SDGs）と JST の取組等については、以下のウェブサイトを参照してください。

（和文） <https://www.jst.go.jp/sdgs/actionplan/index.html>

（英文） <https://www.jst.go.jp/sdgs/en/actionplan/index.html>

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



### 1.2.2 ダイバーシティの推進について

#### JST はダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JST は、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。国連の持続可能な開発目標（SDGs）においてもジェンダー平等をはじめダイバーシティとも深く関わりのある目標が掲げられており、国内のみならず世界共通の課題解決にも貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JST は女性研究者の積極的な応募に期待しています。JST では、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研

究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

### みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JST はダイバーシティを推進しています。これは国内の課題を解決するだけでなく、世界共通の課題を解決していくことにつながり、海外の機関と協力しながらダイバーシティ推進を通して SDGs 等地球規模の社会課題に取り組んでいきます。

JST のダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎し、新しい価値の創造に取り組めます。

女性研究者を中心に、みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構

副理事 ダイバーシティ推進室長

#### 1.2.3 公正な研究活動を目指して

### 公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりは自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期

待にこたえていく必要があります。

JSTは、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JSTは研究不正に厳正に対処します。
4. JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

## 第 2 章 公募・選考

### 2.1 公募の対象となる研究開発テーマ

「1.1.1 SBIR フェーズ 1 支援の背景・目的」を踏まえ、各府省等から社会ニーズや政策課題をもとに提示された次の「研究開発テーマ」(1)～(9)に関する研究開発課題の提案を募集します。

提案の際は学術的関心等による研究に留まらず、「自ら起業する」もしくは「大学等発ベンチャーを含む中小企業へ技術移転する(※1)」ことを見据えた上で、提案する技術が社会ニーズ・政策課題の解決にいかん資するか、またどのような過程を踏んでその技術の事業化を目指すのか、ビジネス面も含めて明確にしてください(※2)。

なお、研究開発テーマ(詳細)に記載のフェーズ 2 以降の事業情報については、今後の予算状況等に応じて変更となる可能性があります。

- ※1 一部、技術移転が対象外の研究開発テーマがあります。各研究開発テーマの「社会実装方法」を参照してください。
- ※2 本事業(フェーズ 1)終了時の目標は、「1.1.2 SBIR フェーズ 1 支援の枠組み」を参照してください。その他、研究開発テーマごとに別途「フェーズ 2 への移行条件」を設けています。

## 令和 4 年度 研究開発テーマ（一覧）

番号	タイトル	ニーズ元	社会実装方法
(1)	Beyond 5G の機能を実現・活用し、新たな価値を生み出す最先端の通信技術・通信アプリケーション等に関する研究開発	総務省	起業
(2)	農林漁業者の高齢化や担い手不足の解消に資する自動化・省力化、生産技術の効率化	農林水産省	起業
(3)	農林水産物の流通の合理化・迅速化	農林水産省	起業
(4)	農林水産物の環境配慮、循環型の生産体系実現の可能性拡大に資する技術開発	農林水産省	起業
(5)	各障害の特異性・個別性も留意しつつ、多様化する障害像への汎用性も見据えた自立支援機器の開発	厚生労働省	起業/技術移転
(6)	IoT 等の活用による内航近代化に係る研究開発	国土交通省	起業/技術移転
(7)	海の次世代モビリティによる沿岸・離島地域の課題解決に向けた研究開発	国土交通省	起業/技術移転
(8)	交通分野（特に大型モビリティ）における代替燃料や大容量蓄電池の活用に向けた研究開発	国土交通省	起業/技術移転
(9)	造船所の生産性向上に関する研究開発	国土交通省	起業/技術移転

令和 4 年度 研究開発テーマ（詳細）

**(1) Beyond 5G の機能を実現・活用し、新たな価値を生み出す最先端の通信技術・通信アプリケーション等に関する研究開発【ニーズ元：総務省】**

**概要**

移動通信システムは、世代を重ねる中で通信基盤から生活基盤へと発展しており、現在導入が進む第五世代移動通信システム（5G）の次の世代となる Beyond 5G は、2030 年代のあらゆる産業・社会活動の基盤になると想定されている。

Beyond 5G では、サイバー空間と現実世界（フィジカル空間）を一体化（CPS: Cyber Physical Systems）させ、Society 5.0 のバックボーンとして中核的な機能を担うことが期待されているが、その実現には、両空間を跨る極めて高度なデータの同期をあらゆる場所において安全・確実にを行うことが必要となる。

このため、Beyond 5G では、5G の特徴的機能である「超高速・大容量」「超低遅延」「超多数同時接続」の更なる高度化に加え、新たに「自律性」「拡張性」「超安全・信頼性」「超低消費電力」の機能が求められており、これらの機能実現のため、テラヘルツ波や光・量子、AI 等の非連続な飛躍的進化を可能とする先端技術を含む無線技術、ネットワーク技術、省エネ技術、セキュリティ技術、そして、これらの基盤となるソフトウェア関連技術等の開発・高度化・標準化が不可欠となっている。

**対象（技術の具体例）**

Beyond 5G に求められる以下の機能を備えた新たな通信アプリケーション、これらの機能を実現する要素技術等、Beyond 5G 実現に向けた多様な研究開発を対象とする。

（「Beyond 5G に求められる機能」：技術課題例）

「超高速・大容量」：オール光ネットワーク技術、テラヘルツ波等

「超低遅延」：時空間同期、伝送メディア変換等

「超多数同時接続」：センシング、アンテナ高度化等

「自律性」：完全仮想化、オープン化等

「拡張性」：衛星・HAPS 利用、AI、インクルーシブインターフェース等

「超安全・信頼性」：量子暗号、セキュリティ技術等

「超低消費電力」：光電融合、ナノハイブリッド基盤等

<p><b>社会実装方法</b></p> <p>・ 起業による技術シーズの事業化</p>
<p><b>フェーズ 2 への移行条件</b></p> <p>総合的に判断して、Beyond 5G が実現された将来において革新的な活用が期待される案件か。</p>
<p><b>フェーズ 2 の公募対象</b></p> <p>科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第 2 条第 14 項の中小企業者であって、革新的な研究開発を実施するもの。</p> <p>※助成対象者も上記に限られる。(大学等の機関は対象外)</p>
<p><b>事業化までの想定経路・フェーズ 2 で得られる支援内容</b></p> <p>総務省の「Beyond 5G 研究開発促進事業」等を活用して事業化と研究開発・実証を一体的に推進し、民間投資の呼び込み、関連業界とのマッチング等を行いつつ、新事業・新産業の創出につなげていく。</p>

<p align="center"><b>(2) 農林漁業者の高齢化や担い手不足の解消に資する自動化・省力化、生産技術の効率化</b> 【二ーズ元：農林水産省】</p>
<p><b>概要</b></p> <p>我が国の農林水産業においては、農林漁業者の高齢化や担い手不足が大きな課題であるほか、自然災害、野生鳥獣害、動植物疾病などのリスクへの対処も重要である。</p> <p>農林水産の生産段階における作業の自動化や省力化、生産技術の効率化を推進することは、生産効率の合理化のみならず若手の参入促進にもつながるものであり、イノベーションを伴う新しいサービス等の創出を通じて、政策的課題の解決に資することが期待される。</p>
<p><b>対象（技術の具体例）</b></p> <p>農林水産業の生産作業の自動化、省力化、シェアリング、生産技術の効率化に資するものを対象とし、以下は具体的な技術シーズの例である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存の農機の電動化、高精度化を低コストで実現する技術</li> <li>・ 畜産における活性汚泥プラントのセンシングと無人化</li> <li>・ 作物の状態を非破壊で見える化（糖酸度等、粒数計測など）</li> <li>・ 農産物の病害虫予測技術</li> <li>・ 地図情報を活用し、病害虫対策を含めた営農管理システム</li> </ul>
<p><b>社会実装方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 起業による技術シーズの事業化</li> </ul>
<p><b>フェーズ 2 への移行条件</b></p> <p>農林水産・食品分野における社会的、政策的課題の解決に資する新たなビジネス創出に向けて、PoC や FS を通して技術的課題が明確であり、有望な事業モデルが構築されていること等。</p>
<p><b>フェーズ 2 の公募対象</b></p> <p>研究開発型スタートアップ等（起業前の研究者も含む。ただし、応募主体は大学等機関。）</p>

**事業化までの想定経路・フェーズ 2 で得られる支援内容**

生物系特定産業技術研究支援センターの「スタートアップ総合支援プログラム (SBIR 支援)」において事業化に向けた技術開発や事業化の準備に取り組みながら、事業展開や民間市場の拡大等を目指す。なお、同プログラムでは PM (プログラムマネージャー) により起業や事業化に向けた各種の助言や人材・企業とのマッチング等のサポートも行われる。

<p><b>(3) 農林水産物の流通の合理化・迅速化【二ーズ元：農林水産省】</b></p>
<p><b>概要</b></p> <p>農林水産物の国内マーケットの縮小が懸念されるなか、新鮮で高品質な農林水産物を迅速に流通させることは、地産地消、広域流通、輸出促進など、新たな需要喚起にもつながる重要な課題である。社会における物流システムの変化も踏まえ、農林水産物の輸送・流通におけるイノベーションを伴うサービス等の創出を通じて、政策的課題の解決に資することが期待される。</p>
<p><b>対象（技術の具体例）</b></p> <p>農林水産物の輸送・流通の合理化に資するものを対象とし、以下は具体的な技術シーズの例である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 圃場収穫および収穫物の選果場等への物流の合理化、共同物流による物流合理化</li> <li>・ 畜水産物や野菜果樹等の鮮度維持、輸送技術</li> </ul>
<p><b>社会実装方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 起業による技術シーズの事業化</li> </ul>
<p><b>フェーズ 2 への移行条件</b></p> <p>農林水産・食品分野における社会的、政策的課題の解決に資する新たなビジネス創出に向けて、PoC や FS を通して技術的課題が明確であり、有望な事業モデルが構築されていること等。</p>
<p><b>フェーズ 2 の公募対象</b></p> <p>研究開発型スタートアップ等（起業前の研究者も含む。ただし、応募主体は大学等機関。）</p>
<p><b>事業化までの想定経路・フェーズ 2 で得られる支援内容</b></p> <p>生物系特定産業技術研究支援センターの「スタートアップ総合支援プログラム（SBIR 支援）」において事業化に向けた技術開発や事業化の準備に取り組みながら、事業展開や民間市場の拡大等を目指す。なお、同プログラムでは PM（プログラムマネージャー）により起業や事業化に向けた各種の助言や人材・企業とのマッチング等のサポートも行われる。</p>

<p><b>(4) 農林水産物の環境配慮、循環型の生産体系実現の可能性拡大に資する技術開発</b>  <b>【ニーズ元：農林水産省】</b></p>
<p><b>概要</b></p> <p>自然や環境に立脚する農林水産業において、食料の安定供給機能を安定的に確保するには、SDGs の観点も踏まえ、環境配慮、循環型の生産体系を実現し持続的な発展につなげることが不可欠となっている。</p> <p>この観点から、農林水産業における新たな生産形態、産業副産物の活用などイノベーションを伴うサービス等の創出を通じて、政策的課題の解決に資することが期待される。</p>
<p><b>対象（技術の具体例）</b></p> <p>農林水産分野における環境配慮、循環型生産体系を実現するものを対象とし、以下は具体的な技術シーズの例である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビニールハウスに使用するボイラーの燃料を削減する技術              （例：吸着熱、気化熱等の活用技術）</li> <li>・農村における遮光率の低い太陽光パネル、              放棄地活用したタールの出ないバイオマス発電技術</li> <li>・電源電波の無い農山漁村における安否伝達技術</li> <li>・農林水産食分野のイノベーションにつながる技術</li> </ul>
<p><b>社会実装方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・起業による技術シーズの事業化</li> </ul>
<p><b>フェーズ 2 への移行条件</b></p> <p>農林水産・食品分野における社会的、政策的課題の解決に資する新たなビジネス創出に向けて、PoC や FS を通して技術的課題が明確であり、有望な事業モデルが構築されていること等。</p>
<p><b>フェーズ 2 の公募対象</b></p> <p>研究開発型スタートアップ等（起業前の研究者も含む。ただし、応募主体は大学等機関。）</p>

**事業化までの想定経路・フェーズ 2 で得られる支援内容**

生物系特定産業技術研究支援センターの「スタートアップ総合支援プログラム (SBIR 支援)」において事業化に向けた技術開発や事業化の準備に取り組みながら、事業展開や民間市場の拡大等を目指す。なお、同プログラムでは PM (プログラムマネージャー) により起業や事業化に向けた各種の助言や人材・企業とのマッチング等のサポートも行われる。

**(5) 各障害の特異性・個別性も留意しつつ、多様化する障害像への汎用性も見据えた自立支援機器の開発【ニーズ元：厚生労働省】**

**概要**

障害者の自立支援機器（以下「支援機器」という。）の開発には、障害像が各障害により特異的でありかつ個別性が高く複雑で多様なことから、ニーズが絞りにくいという課題がある。

また、市場規模がもともと小さく、製品化しても障害当事者に継続的に製品を届けるには企業にとって事業化が難しく、ニーズとシーズのマッチングが極めて難しい領域である。

さらに、ニーズ側である障害当事者にとっても、技術の進歩により汎用品のアクセシビリティ等が進む一方、汎用性に乏しいニーズに合致した製品の開発には企業が積極的に取り組めないことから、障害当事者が技術の恩恵を受けにくいという実情もある。

このような背景から、他業界における工学系の技術等を転用すれば開発可能だが支援機器市場を視野に入れた技術移転や、活用が進まない支援機器開発へのスタートアップやアカデミア等の新規参入を促し、事業化等を見据えた上で支援機器開発を加速化する技術の移転・活用が望まれる。

**対象（技術の具体例）**

他業界における工学系の技術等を転用すれば開発可能だが支援機器市場を視野に入れた製品開発が進まない支援機器（以下に具体例を示す）に対する、障害者のニーズを充足する製品開発及びその事業化を視野に入れた研究開発を対象とする。

- ・ 障害者が自分で健康管理ができる機器
- ・ 障害者が災害時に取り残されることなく避難・救護可能な機器
- ・ 天候に左右されることなく障害者の移動を円滑にする機器
- ・ 感覚器（聴覚・視覚等）障害者の感覚を代行する機器
- ・ 知的・精神障害者の困りごとに特化した機器
- ・ 障害児の困りごとに特化した機器

※技術はあるが既存の製品として広く流通していない物が望ましい。機器にはシステム、アプリケーションを含む。

**社会実装方法**

- ・ 起業による技術シーズの事業化
- ・ 大学等発ベンチャーを含む中小企業への技術移転による技術シーズの事業化

### フェーズ 2 への移行条件

フェーズ 1 事業の事後評価において、フェーズ 2 事業として採用するに足る評価等を得ていること。

### フェーズ 2 の公募対象

支援機器の開発及び普及に関して知見を有し日本に登録されている法人格を有する団体（国及び地方公共団体を除く。）であって、厚生労働省の「障害者自立支援機器等開発促進事業」による開発の対象となる支援機器（以下「開発機器」という。）の開発のための拠点（開発を行う施設及び設備が使用できる状態をいう。）を日本国内に有していること。その他、関連事項については、別途定める実施要綱、公募要項、交付要綱によるものとする。

なお、公募対象である開発企業が大学等を開発分担者とした共同研究は可能。

※ただし、共同研究費（開発分担者への費用）については国からは補助しないため、公募対象である開発企業が負担する必要がある（企業による研究費の配分は可能）。

※公募対象には法人格を有する大学等も申請可能。

### 事業化までの想定経路・フェーズ 2 で得られる支援内容

厚生労働省の「障害者自立支援機器等開発促進事業」において、フェーズ 1 で生成したコンセプトをもとに試作器製作、障害者によるモニター評価、製品コンセプト確定を行い、製品化及び事業化を目指す。

フェーズ 2 省庁 PM（プログラムマネージャー）の能力（医療職、規制及び事業に関する戦略策定支援等ができる国内外で医療・支援機器開発企業等のコンサルティングを行う起業家等）を発揮した、開発機器の製品化及び事業化に向けたサポート等の支援を行う。

**(6) IoT 等の活用による内航近代化に係る研究開発【二ーズ元：国土交通省】**

**概要**

内航海運は、トンキロベースで国内貨物輸送の 4 割、産業基幹物資輸送の 8 割を担う重要な輸送モードであり、モーダルシフトの受け皿としての役割を担っているほか、地域住民の移動や生活物資の輸送に不可欠な交通手段であり、重要なインフラである。一方で、業界の事業基盤が脆弱であることから船舶のリプレイスが行われておらず、「船舶の高齢化」が進んでいるほか、船員の成り手不足に伴う「船員の高齢化」も進んでいる。さらに、休日の無い連続労働に伴い総実労働時間の多い船員の労働負担軽減、労働環境の改善が必要であるほか、ベテラン船員であっても状況判断の難しい刻々と変わる海象や周辺船舶の動向を踏まえた安全運航や事故防止のための技術、2050 年カーボンニュートラルに向けた海運からの GHG 削減技術等が求められているなど、内航海運における喫緊の課題はさまざまである。

海事分野でデジタルイゼーションが進み、IoT 活用船が一層高度化する中においては、AI を含む IT 技術を活用してこれら海事産業の課題を解決していく重要性が高まっており、そのためにはベンチャー企業を含む IT 業界及び異業種間の連携が重要になると考えられる。

**対象（技術の具体例）**

船員の労働負担軽減、GHG 削減、安全性の向上等に資する取組（以下に具体例を示す）を対象とする。

- ・ デジタル電動ウインチ等、荷役設備の電動化・自動化による荷役時間の短縮に繋がる技術の確立
- ・ 船舶の脱炭素化に向けた離着棧の自動化技術、及び離着棧時の安全性の向上
- ・ 定時制と運航効率の改善の両立に繋がる技術の確立
- ・ 他船や障害物を検知するセンサー等、船員負担低減に資する電動化・自動化技術の構築と評価、安全対策の実証
- ・ 船舶の安全運航や事故防止に資する船員補助技術の確立

**社会実装方法**

- ・ 起業による技術シーズの事業化
- ・ 大学等発ベンチャーを含む中小企業への技術移転による技術シーズの事業化

**フェーズ 2 への移行条件**

研究開発に国土交通省の有識者委員会において必要性、効率性、有効性及び社会実装性が認められること。

**フェーズ 2 の公募対象**

企業及び研究者等共に公募可能であり、フェーズ 2 実施時に起業や技術移転を行っている必要はない。

**事業化までの想定経路・フェーズ 2 で得られる支援内容**

国土交通省の「交通運輸技術開発推進制度」による追加的な研究開発支援を行い、内航海運市場への導入を目指す（国内海運事業者等が調達する想定）。

また、PM（ビジネス化推進マネージャー）による伴走支援を実施し、交通運輸技術開発推進制度で採択する研究課題の事業化・実用化に向けた支援を行う。

**(7) 海の次世代モビリティによる沿岸・離島地域の課題解決に向けた研究開発【二一ズ元：国土交通省】**

**概要**

沿岸・離島地域は、高齢化・過疎化による担い手不足、老朽化が進むインフラ管理、海域の自然環境劣化等の課題を抱えている。ASV(小型無人ボート)、AUV(自律型無人潜水機)、ROV(遠隔操作型無人潜水機)等の海の次世代モビリティは、自律航行または遠隔操作により、海上または海中を無人航行し、海中画像の撮影、水質調査、人や貨物の輸送等を行うことを特徴とするもので、現在有人でおこなっている作業の省人化・効率化、危険な潜水作業の代替、人では対応が困難であった広範囲・長時間・水深の深い場所等での作業が可能となる技術であり、こうした課題の解決への貢献が期待される。

上記の課題解決につながる機体やソリューションが開発されれば、海運・水産・観光・海洋開発等の民間事業者による利活用のほか、インフラ管理、災害対策、海洋ごみ対策、海洋環境調査等を担う行政機関での幅広い導入、および沿岸・離島地域の課題を有する諸外国への展開が期待される。

※令和 3 年 3 月、「海における次世代モビリティに関する産学官協議会」(事務局：国土交通省)では、今後の利活用に向けた提言を公表したところ。

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/ocean\\_policy/seamobi.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/ocean_policy/seamobi.html)

**対象（技術の具体例）**

「海における次世代モビリティに関する産学官協議会」とりまとめでは、海の次世代モビリティを活用した沿岸・離島地域の課題への対応アイデアについて、技術の成熟度（基礎、実証、実用）に応じた整理を行っているところであり、基礎段階にあるアイデアとしては、例えば以下のようなものがある。

- ・ 港湾海底部に海の次世代モビリティを常駐させ、定期的な巡回、自然災害時の被害状況調査等を行う技術
- ・ 悪天候下にあっても航行可能な ASV を活用した、災害発生時等の緊急輸送等を可能とする技術
- ・ 港湾の浚渫時に AUV を用いて磁気探査を自動化する技術
- ・ AUV の運用向上に資する海中通信技術

<p><b>社会実装方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 起業による技術シーズの事業化</li><li>・ 大学等発ベンチャーを含む中小企業への技術移転による技術シーズの事業化</li></ul>
<p><b>フェーズ 2 への移行条件</b></p> <p>研究開発に国土交通省の有識者委員会において必要性、効率性、有効性及び社会実装性が認められること。</p>
<p><b>フェーズ 2 の公募対象</b></p> <p>企業及び研究者等共に公募可能であり、フェーズ 2 実施時に起業や技術移転を行っている必要はない。</p>
<p><b>事業化までの想定経路・フェーズ 2 で得られる支援内容</b></p> <p>国土交通省の「交通運輸技術開発推進制度」による追加的な研究開発支援を行い、水産、インフラ管理、洋上風力発電、海洋ごみ、観光・教育、災害対策、離島物流といった幅広い市場における海の次世代モビリティの活用を目指す（民間事業者や行政機関が調達する想定）。</p> <p>また、PM（ビジネス化推進マネージャー）による伴走支援を実施し、交通運輸技術開発推進制度で採択する研究課題の事業化・実用化に向けた支援を行う。</p>

<p><b>(8) 交通分野（特に大型モビリティ）における代替燃料や大容量蓄電池の活用に向けた研究開発【ニーズ元：国土交通省】</b></p>
<p><b>概要</b></p> <p>「2050 年カーボンニュートラル」に向けて、交通分野においては、水素やアンモニア、バイオマス燃料等の代替燃料や大容量蓄電池の活用が期待されている。将来的には、従来の化石燃料を用いる内燃機関に替わり、これらカーボンニュートラルな代替燃料を用いる内燃機関や、燃料電池・大容量蓄電池を用いたモーター等を搭載することによって、大型モビリティを含めた交通分野におけるカーボンニュートラルの実現が必要である。</p> <p>特に、内航船舶や大型のバス・トラック、各種作業用の特殊自動車などの大型モビリティにおいては、代替燃料の物性に応じた燃料タンクの構造上の課題や、代替燃料のエネルギー密度が小さいことに起因する、貨物艙や乗員の空間を従来どおり確保しつつ燃料タンクの設置スペースを確保しなければならないといった設計上の課題などの技術的課題も多く、将来のカーボンニュートラルの実現のための様々な研究開発が必要な状況にある。</p> <p>については、上記課題解決に資する技術開発を行う。なお、カーボンニュートラルに関する既存の政府の支援制度の対象としていないものを想定。</p>
<p><b>対象（技術の具体例）</b></p> <p>交通分野における「2050 年カーボンニュートラル」に貢献する代替燃料分野、蓄電池分野の技術開発につながるものを対象とする。以下に具体例を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 陸上電源の活用や、大容量蓄電池の導入と各種機器の電動化による電気推進船の省エネ化実証</li> <li>・ 内航海運分野における水素・アンモニア燃料の導入に向けた、最適船型等設計の開発調査</li> <li>・ バイオ燃料の利用拡大に向けた、燃料混合安定性等の課題に関する技術的実証</li> </ul>
<p><b>社会実装方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 起業による技術シーズの事業化</li> <li>・ 大学等発ベンチャーを含む中小企業への技術移転による技術シーズの事業化</li> </ul>
<p><b>フェーズ 2 への移行条件</b></p> <p>研究開発に国土交通省の有識者委員会において必要性、効率性、有効性及び社会実装性が認められること。</p>

**フェーズ 2 の公募対象**

企業及び研究者等共に公募可能であり、フェーズ 2 実施時に起業や技術移転を行っている必要はない。

**事業化までの想定経路・フェーズ 2 で得られる支援内容**

国土交通省の「交通運輸技術開発推進制度」による追加的な研究開発支援を行い、大型モビリティ等への導入を目指す（民間事業者が調達する想定）。

また、PM（ビジネス化推進マネージャー）による伴走支援を実施し、交通運輸技術開発推進制度で採択する研究課題の事業化・実用化に向けた支援を行う。

**(9) 造船所の生産性向上に関する研究開発【二一ス元：国土交通省】****概要**

我が国の造船所は、建造コストの面で中国・韓国に対して劣勢に立たされており、造船所の閉鎖、規模縮小が連続して起こり、地方都市の経済、雇用の問題が深刻化している。このままでは、海上物流の技術基盤を失いかねない。造船作業は、労働集約型産業でもあり、大規模な装置産業であるため、大量のヒト・モノを管理・調整しなければならない産業である。

厳しい国際競争に勝ち抜くには、一層の建造コストの削減が必要であり、造船所内で数万点に及ぶ部品が同時並行で組み上げられていく中、これらの造船所内での進捗管理をデジタル管理することで、随時の全体作業の把握と最適化が可能になることによる生産性向上が期待される。鉄鋼、機関、舶用品はじめ多くの調達品を建造工程において適切に管理するためには、建造計画を精緻にたて、その計画に沿って、ヒト（作業員）、モノ（建造中製品、舶用品等）の動きを事前に把握するための建造シミュレーションが必要である。特に内航船の需要を担う国内造船所は投資余力の乏しい中小・零細が多く、建造生産性の向上や中古船の売船時においても価格競争力を持つ性能の優れた船舶の建造に資する建造シミュレーションが必要であるが、これら中小造船所が個社毎に建造シミュレーションを行うためのシステムを開発することは技術的にも経済的にも大きな困難が伴うことから、汎用性が高く複数の造船所で利用可能な建造シミュレーションの開発が求められる。また、内航海運からの GHG 削減が求められる中、省エネでかつ建造コスト削減にも効果的な省エネモデル船型の活用が重要となるが、中小造船所においては各造船所の設備等に応じた詳細設計、生産設計等に落とし込むことが困難であり、上記建造シミュレーションにより、詳細設計、生産設計等の支援が可能になれば、内航船における省エネ船モデル船型の普及が加速することが期待される。

**対象（技術の具体例）**

設計・建造過程をデジタルで一元管理することによって、作業工程を最適化しつつ生産上のロスを排除し、デジタル空間上で問題の先取りと対策の検討、モデル船型図面から造船所の設備等に合わせた詳細設計の作成支援が行えるシミュレーション技術を対象とする。

**社会実装方法**

- ・ 起業による技術シーズの事業化
- ・ 大学等発ベンチャーを含む中小企業への技術移転による技術シーズの事業化

**フェーズ 2 への移行条件**

研究開発に国土交通省の有識者委員会において必要性、効率性、有効性及び社会実装性が認められること。

**フェーズ 2 の公募対象**

企業及び研究者等共に公募可能であり、フェーズ 2 実施時に起業や技術移転を行っている必要はない。

**事業化までの想定経路・フェーズ 2 で得られる支援内容**

国土交通省の「交通運輸技術開発推進制度」による追加的な研究開発支援を行い、建造シミュレーション技術の造船市場への導入を目指す。さらに、モデル船建造需要の増加に合わせ、造船所の設備等に合わせた詳細設計等の作成支援が可能な本シミュレーション技術の普及を推進する（国内造船事業者が調達する想定）。

また、PM（ビジネス化推進マネージャー）による伴走支援を実施し、交通運輸技術開発推進制度で採択する研究課題の事業化・実用化に向けた支援を行う。

## 2.2 公募・選考スケジュール

申請締切：令和 4 年 7 月 20 日（水）正午

審査（予定）：令和 4 年 8～9 月頃 ※申請書を委員会で評価し、JST が採択を決定します。

プロジェクト開始（予定）：令和 4 年 10 月下旬頃

## 2.3 SBIR フェーズ 1 支援の進め方、活動の流れ

(1) 申請（締切：令和 4 年 7 月 20 日（水）正午、e-Rad による提出）

- ・申請者は申請書を作成し、e-Rad により申請します。



(2) 選考、採択課題の決定

- ・委員会が「二一ズ元府省が指定する有識者」や外部専門家の協力を得て、「2.10 選考の観点」に基づいて書類審査を行います。なお、選考の過程において応募内容等について申請者へ問い合わせを行う場合があります。
- ・委員会による書類審査結果を踏まえ、JST が採択を決定します。
- ・全申請者に JST から採否を通知します。
- ・採択課題について、研究代表者氏名・所属機関名・研究開発課題名・概要等を JST のウェブサイトに掲載します。



(3) 研究開発計画書の作成

- ・研究代表者は研究開発計画書を作成し、JST に提出します。



(4) 契約

- ・研究開発を実施する機関と JST の間で委託研究契約を締結します。契約締結には以下 2 種類のチェックリストの完成と提出が必要です。未完成、未提出の場合は契約を締結できませんので、お早めに研究機関の担当者へのご確認、ご連絡をお願いします。
- ※研究機関は、委託研究契約締結前の指定する期日までに「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出が

必要です。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1324571.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm)

詳しくは、「4.26 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について」を参照してください。

※研究機関は、委託研究契約締結前の指定する期日までに「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出が必要です。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1420301\\_00003.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00003.html)

詳しくは、「4.27 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について」を参照してください。



#### (5) 活動開始

- ・ 契約後、研究代表者が中心となり、事業化に向けた研究開発を実施します。さらに委員会による進捗確認（現地調査を含む）、評価も適宜受けます。また、2カ月に1回程度ミーティングを実施し、ニーズ元府省の指定する有識者との意見交換、進捗報告等を行っていただく予定です。



#### (6) 成果発表会

- ・ 第4四半期に開催予定の成果発表会で、研究開発や事業化に向けた活動の成果を発表していただきます。
  - ・ 出席者は委員会メンバー、各府省等の関係者となりますが、一般公開となる場合もあります。
  - ・ 成果発表会と成果報告書の内容で事後評価を行う予定です。
- ※活動終了前（2月～3月頃）に暫定版の成果報告書を提出いただく場合があります。



#### (7) 活動終了

- ・ 研究代表者は成果報告書等を JST に提出し、JST と委託研究契約を締結し研究開発を実施する機関は契約関連の各報告書を JST に提出します。
- ・ JST は、追跡調査等を実施します（研究開発終了後、5年程度実施予定）。追跡調査には、本事業を通じて設立されたベンチャー企業や技術移転先企業にもご協力いただきます。

※申請書、研究開発計画書、成果報告書等は、委員会メンバーの他、審査に携わる外部有識者、二一ズ元府省の指定する有識者、二一ズ元府省担当者等の守秘義務を負った関係者に共有する場合があります。また、本事業終了後にフェーズ 2 以降の SBIR 対応プログラムへ申請される場合、本事業の申請書、研究開発計画書、成果報告書等を当該プログラムの選考評価に用いる場合があります。

※研究開発期間中および活動終了後、内閣府が実施する SBIR 制度に関するアンケート調査やヒアリング調査にご協力いただく場合があります。

### 2.4 研究開発期間

研究開発期間：5 ヶ月程度（令和 4 年度末まで）

### 2.5 研究開発費（上限額）

研究開発費（直接経費）：上限 715 万円

※間接経費（原則、直接経費の 30%）を別途措置します。

### 2.6 採択予定課題数

20 件程度

### 2.7 応募要件

#### 2.7.1 応募要件

以下のア)～オ)を全て満たしていることが応募の要件となります。

ア) 応募時点において、研究代表者が申請の核となる技術シーズの発明者である、もしくは発明に関わった者であること。なお、技術シーズとは事業化を目指す上で必要となる研究成果等を指す。応募に当たっては当該研究成果に関する特許を取得していることが望ましいが、特許出願中や特許を出願予定であるもの、また必ずしも特許出願を行わない研究成果（ソフトウェア等）に基づく応募も可能です。

イ) 研究代表者、及び主たる共同研究開発者（※3）（必要な場合）は、国内の研究機関に所属して、当該研究機関において研究開発を実施する体制を取ること（研究代表者の国籍は問いません。国内の研究機関に所属する外国籍研究者も申請可能）。

本制度で対象とする研究機関は、国公立大学、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人、公益財団法人、公益社団法人、公設試験研究機関、一般財団法人、一般社団法人となります。

ただし、一般財団法人、一般社団法人は、

1. 旧制公益法人から移行したものであること
2. 非営利型法人であること
3. 定款に事業として「研究」を含むこと

を満たしているものが対象です。

※企業（上記にあてはまらないもの）は対象としません。

ウ) 以下のいずれかを目指していること。

本事業では、学術的関心の追究等ではなく、社会還元のため事業化を目指した研究開発を支援対象とします。なお、一部、b) 技術移転が対象外の研究開発テーマがあります。詳細は「2.1 公募の対象となる研究開発テーマ」を参照してください。

a) 事業終了後（事業実施中も可とする）の起業による技術シーズの事業化

同一の研究代表者は、本事業（ただし、技術移転による技術シーズの事業化を目指す場合は一部異なります）、起業実証支援、ビジネスモデル検証支援、スタートアップ・エコシステム形成支援及び大学推進型内の研究開発課題を同時に申請または実施することはできません（※4）。ただし、申請済み課題の不採択が既に決まっている、または実施中課題が終了し本公募の実施期間と重複しない場合に限り、本公募に申請可能です。

b) 大学等発ベンチャーを含む中小企業への技術移転による技術シーズの事業化

技術移転先企業の要件は「2.7.2 技術移転先企業の要件」を参照してください。申請、研究開発実施、各種会議への出席（委員会による進捗確認等）、追跡調査（研究終了後、5年程度実施予定）への協力に関して、当該企業の同意が得られていることが必要です。本事業終了後、フェーズ 2 以降は技術移転先企業が主体となって事業の実施を検討していただきます。上記に関しては、申請時に SBIR フェーズ 1 支援に係る誓約書（申請様式 3）を提出していただきます。また、申請書（e-Rad 上での入力を含む）に当該企業及び企業担当者の情報を記載していただきます。

重複制限については、※4 を参照してください。

工) 技術シーズについては、本支援を通じたベンチャー企業の設立や技術移転に関してその技術シーズの発明者、技術シーズが帰属する機関等（特許出願人等）の同意が得られていること。

オ) 知財の形成や標準化、データの構造化等を踏まえた研究開発および事業化に向けた活動を行い、令和 4 年度第 4 四半期に開催予定の成果発表会で活動成果を発表できること。

※一般公開で開催される場合は機密情報を含める必要はありません。

※3 主たる共同研究開発者：

研究代表者の所属機関 A と異なる国内の大学等の研究機関 B で研究開発費を執行する場合、JST と研究機関 B（複数機関設けることも可能）が委託契約を直接締結します。研究機関 B における責任者を「主たる共同研究開発者」とします。なお、所属機関 A、B いずれにおいても再委託は認められません。

※4 大学発新産業創出プログラム (START) 内における重複応募の制限は次図を参照してください。同一の研究代表者が、同一の公募へ複数課題を申請することはできません。

これから申請するプログラム 現在申請中・実施中のプログラム		起業実証支援	ビジネスモデル検証支援	SBIR フェーズ 1 支援		スタートアップ・エコシステム形成支援内の研究開発課題	大学推進型内の研究開発課題
				起業による技術シーズの事業化を目指す場合	技術移転による技術シーズの事業化を目指す場合		
起業実証支援		×	×	×	○	×	×
ビジネスモデル検証支援		×	×	×	○	×	×
SBIR フェーズ 1 支援	起業による技術シーズの事業化を目指す場合	×	×	×	×	×	×
	技術移転による技術シーズの事業化を目指す場合	○	○	×	×	○	○
スタートアップ・エコシステム形成支援内の研究開発課題		×	×	×	○	×	×
大学推進型内の研究開発課題		×	×	×	○	×	×

2.7.2 技術移転先企業の要件

「2.7.1 応募要件」ウ) b) 大学等発ベンチャーを含む中小企業への技術移転を目指す応募に該当する場合、技術移転先の企業は以下を満たすことを要件とします。

日本の法人格を保有し、活性化法第 2 条第 14 項に定められている以下の資本金基準又は従業員基準のいずれかを満たす中小企業者に該当する法人であって、みなし大企業に該当しないもの、かつ、直近過去 3 年分の各年または各事業年度の課税所得の年平均額が 15 億円を超えないもの。

主たる事業として営んでいる業種 (※5)	資本金基準 (資本の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数(※6))
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3 億円以下	300 人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3 億円以下	900 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5 千万円以下	100 人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
旅館業	5 千万円以下	200 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下

なお、本事業において「みなし大企業」とは、中小企業者であって、以下のいずれかを満たすものをいう。

- ・発行済株式の総数または出資の総額の 2 分の 1 以上が同一の大企業（\*）の所有に属している企業
  - ・発行済株式の総数または出資の総額の 3 分の 2 以上が、複数の大企業の所有に属している企業
  - ・資本金または出資金が 5 億円以上の法人に直接又は間接に 100%の株式を保有されている企業
- \* 「大企業」とは、事業を営むもののうち、中小企業者を除くものをいう。

※5 業種分類は、「日本標準産業分類」に基づきます。

※6 常時使用する従業員には、家族従業員、事業主、法人の役員、臨時の従業員（解雇予告不要者）を含みません。また、他社への出向者は従業員に含まれます。

## 2.8 応募方法

### 2.8.1 申請

申請は、研究代表者より、e-Rad で行っていただきます。当該システムの使用に当たっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要となります。申請にあたり、①e-Rad を用いた Web 上での入力、②e-Rad を用いた電子媒体の申請書様式のアップロードの 2 つの作業が必要です。e-Rad を利用した応募書類の作成・提出方法等の詳細は「第 5 章 府省共通研究開発管理システム(e-Rad) による応募方法等について」を参照してください。

### 2.8.2 申請書

申請書様式は本事業のウェブサイト (<https://www.jst.go.jp/start/>) でダウンロードできます。

<e-Rad における応募情報ファイル>

- ①申請様式 1：申請書（word ファイル）
- ②申請様式 2：予算計画（excel ファイル）
- ③申請様式 3：SBIR フェーズ 1 支援に係る誓約書（word ファイル）

※②申請様式 2 は、研究担当者（研究代表者、主たる共同研究開発者）の所属機関ごとに作成してください。

※③申請様式 3 は、「2.7.1 応募要件」ウ) b) 大学等発ベンチャーを含む中小企業への技術移転を目指す応募に該当する場合のみ提出してください。

※e-Rad へアップロードする際は、①～②または①～③を PDF 形式で 1 つのファイルに結合

し、サイズは合計 20 MB 以下としてください。ページの抜け漏れがないか必ず確認してください。

下図の e-Rad 申請画面の「参照」ボタンによりファイルを選択し、「アップロード」ボタンをクリックしてください。（下図の e-Rad 申請画面の前後の操作は「第 5 章 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法等について」を確認してください）

名称	形式	サイズ	ファイル名	削除
応募情報ファイル <span style="color:red">必須</span>	[PDF (PDF)]	20MB	<input type="text"/>	<input type="button" value="参照"/> <input type="button" value="クリア"/> <input type="button" value="削除"/>

## 2.9 選考方法

### 2.9.1 選考の流れ

「2.3 SBIR フェーズ 1 支援の進め方、活動の流れ」を参照してください。

### 2.9.2 利益相反マネジメントの実施

公正で透明な評価及び研究資金配分を行う観点から、JST の規定に基づき、以下の利益相反マネジメントを実施します。

#### (1) 選考に関わる者の利益相反マネジメント

公正で透明な評価を行う観点から、申請者等に関して、以下に示す利害関係者は選考に加わりません。もし、選考に関わる者について懸念点等ある場合は、申請書に具体的に記載してください。

- a. 申請者等と親族関係にある者。
- b. 申請者等と大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の学科、専攻等又は同一の企業における同一部門に所属している者。
- c. 申請者等と緊密な共同研究を行う者。(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案者の研究課題の中での共同研究者等をいい、提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)

- d. 申請者等と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- e. 申請者等の研究課題と学術的な競争関係にある者又は市場において競争関係にある企業に所属している者。
- f. その他 JST が利害関係者と判断した者。

## (2) 研究担当者の利益相反マネジメント

研究担当者（研究代表者、主たる共同研究開発者）が「研究担当者に関係する機関」を参画機関（技術移転先企業を含む）とする場合は、研究担当者の利益相反に該当する可能性があります。従って、研究担当者と「研究担当者に関係する機関」との間の利益相反について、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して適切に判断し、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

「研究担当者に関係する機関」とは、以下のいずれかに該当する場合があります。なお、a 及び b については研究担当者のみではなく、研究担当者の配偶者及び一親等内の親族（以下、「研究担当者等」と総称します。）についても同様に取り扱います。

- a. 研究担当者等の研究開発成果を基に設立した機関。  
（直接的には経営に関与せず技術顧問等の肩書きを有するのみの場合、株式を保有しているのみの場合を含む。）
- b. 研究担当者等が役員（CTO を含み、技術顧問を含まない。）に就任している機関。
- c. 研究担当者が株式を保有している機関。
- d. 研究担当者が実施料収入を得ている機関。

「研究担当者に関係する機関」を参画機関（技術移転先企業を含む）とする提案について、当該機関の必要性、合理性、妥当性等の観点から委員会にて審議します。

そのため、「研究担当者に関係する機関」を参画機関（技術移転先企業を含む）とする場合、申請書にて「研究担当者に関係する機関」が参画機関（技術移転先企業を含む）に含まれていることを申告してください。選考時に減点等となることはありませんが、応募に際しては事前に所属機関の利益相反委員会等に問題がないことを確認してください。

なお、研究担当者の利益相反マネジメントを実施するにあたり、別途資料を提出いただく場合があります。

(3) JST の利益相反マネジメント

JST が出資している企業（以下「出資先企業」といいます。）を本事業が採択し、研究資金を配分することは、JST の利益相反（組織としての利益相反）に該当する可能性があります。従って、JST と出資先企業との間の利益相反について、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

JST の出資先企業を参画機関とする提案について、出資先企業を採択する必要性、合理性、妥当性等について委員会にて審議します。

そのため、JST の出資先企業を参画機関とする場合、申請書にて出資先企業が参画機関に含まれていることを申告してください。

なお、本マネジメントは JST の公正性及び透明性を担保するために実施するものであり、JST から出資を受けていることが本事業の採択において不利に働くことはありません。JST の利益相反マネジメントへのご協力をお願いします。

※JST の出資先企業については以下ウェブサイトを参照してください。なお、出資を終了した企業は利益相反マネジメントの対象ではないため、申告の必要はありません。

<https://www.jst.go.jp/entre/result.html#M01>

※申告の基準日は本事業の公募開始日とします。当該日時点で JST からの出資が公表されている企業について申告してください。出資内定済み等であるものの未公表の企業については、JST 内部の機密保持のため、申告の必要はありません。

JST の出資公表については以下ウェブサイトを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/entre/news.html>

## 2.10 選考の観点

本公募の選考にあたっては、選考の観点を以下のとおりとし、評価を行います。

### (1) 研究開発テーマとの関連性

- ・研究開発テーマにおけるニーズ元府省の提示する社会ニーズ・政策課題の解決に貢献するか。

### (2) 技術シーズ

- ・技術の基となる研究成果等が、独創性、新規性を有しているか。
- ・実現を目指す技術が、競合に対して優位性を有しているか。

### (3) 事業化の可能性

- ・事業の実現性や成長性が期待できるか。
- ・知財戦略が明確で、事業に支障が無いか。
- ・技術シーズの事業化に対する熱意を有しているか。
- ・申請時点での技術シーズの成熟度を適切に把握し、事業化に向けた検討ができているか。

### (4) 研究開発計画

- ・事業化を目指すうえで、本研究開発期間中に達成しようとする目標が妥当か。
- ・設定した目標に対し、研究開発計画が妥当か。
- ・活動に向けて適切な体制となっているか。

### (5) 利益相反、倫理面の配慮、他資金との切り分け、エフォート確保等に関する検討状況

## 第 3 章 採択後の研究推進等について

### 3.1 研究計画の作成

採択後、研究代表者は研究開発課題の研究開発期間（令和 4 年度末まで）の全体を通じた計画書を作成します。計画書には、研究開発費や研究開発参加者についての記載が含まれます。なお、提案された研究開発費は、選考を通じた査定を経て決定します。

※計画書で定める研究開発体制および研究開発費は、PO によるマネジメント、課題評価の状況、本事業全体の予算状況等に応じ、研究開発期間の途中で見直されることがあります。

### 3.2 委託研究契約

- a. 研究課題の採択後、JST は研究担当者の所属する研究機関との間で委託研究契約を締結します。
- b. 研究機関との委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該研究機関では研究が実施できないことがあります。詳しくは、「3.6 研究機関の責務等」を参照してください。
- c. 研究により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、原則として研究機関に帰属します。ただし、海外の研究機関に対しては適用されません。

### 3.3 研究開発費

JST は委託研究契約に基づき、研究開発費（直接経費）に間接経費（原則、直接経費の 30%）を加え、委託研究費として研究機関に支払います。

#### 3.3.1 研究開発費（直接経費）

研究開発費（直接経費）とは、研究の実施に直接的に必要な経費であり、以下の使途に支出することができます。

- (a) 物品費：研究用設備（※1）・備品・試作品、ソフトウェア（既製品）、書籍購入費、研究用試薬・材料・消耗品等の購入費用
- (b) 旅 費：研究担当者（研究代表者、主たる共同研究開発者）及び研究計画書記載の研究開発参加者等に係る旅費、招へい者に係る旅費

- (c) 人件費・謝金：研究開発参加者（ただし、研究担当者を除く（※2））の人件費・謝金  
※研究開発費における人件費・謝金の合計は原則として、直接経費の 50%以内とします。  
※なお、JST では本事業に参加する若手研究者の自発的な研究活動を支援することで若手研究者の育成を目指しています。

- (d) その他：a, b, c の他、本研究開発を実施するための経費（※2）

例) 研究成果発表費用（論文投稿料、論文別刷費用、HP 作成費用等）、会議費、運搬費、機器リース費用、機器修理費用、印刷費、外注費（ソフトウェア外注製作費、検査業務費等）、ソフトウェアライセンス使用料、不課税取引等に係る消費税相当額等

※外注費としては、研究開発要素を含まず、役務仕様が予め決まっておき、作業のみを外注する請負契約については直接経費での計上が認められています。

※外注費は、原則として、直接経費の 50%以内とします。50%を超える場合は、事前に JST の承認を得ることが必要です。

(注) 研究開発費（直接経費）として支出できない経費の例

- ・研究目的に合致しないもの
- ・間接経費による支出が適当と考えられるもの
- ・建物等施設の建設、不動産取得に関する経費、施設の改修に関する経費（ただし、本プロジェクトで購入した設備・備品を導入することにより必要となる軽微な据付費等については支出可。）
- ・研究開発期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・研究開発との関連が不明瞭な海外出張旅費（外国旅費については、研究開発の目的達成のために必要不可欠なものに限る。）
- ・ベンチャー立ち上げ経費等、法人登記日前後に関わらずその会社の資産となるもの（原則、法人登記日前であっても支出不可。）

(例) 登記にかかる費用、ベンチャーで用いる設備（PC、実験設備等）費用等

- ・合理的な説明ができないもの

(例) 研究開発期間内での消費見通しを超えた極端に大量の消耗品購入のための経費

- ・委託研究費の精算等において使用が適正でないと JST が判断するもの（※）

※JST では、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部

の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等（大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの）と企業等（主として民間企業等の大学等以外の研究機関）では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、以下の URL にて最新の事務処理説明書等を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

(注) 技術移転先企業、参画機関等からの調達について

技術移転先企業、参画機関、それらの 100%子会社等から物品・役務の調達を行う場合は、利益排除が必要となる場合があります。詳しくは「第 6 章 Q&A」の Q32 を確認してください。

※1 新たな研究設備・機器の購入に当たっては、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器システムの導入について」（平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）において運用すべきとされている「研究組織単位の研究設備・機器共用システム（以下「機器共用システム」といいます。）」等の活用を前提としていただきます。詳しくは、「4.12 研究設備・機器の共用促進について」を参照してください。

※2 大学等においては、原則として JST 競争的研究費事業によるプロジェクトの研究代表者（以下、「PI」という。）となる者を対象として、一定の要件を満たした場合に限り PI の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することができます。以下に必要な要件を定めていますので確認してください。

○「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）及び、直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（連絡）」（令和 2 年 9 月 17 日）

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

○「直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出」に関する研究成果展開事業大学発新産業創出プログラム（START）の対応について（令和 3 年 1 月 14 日）

[https://www.jst.go.jp/start/file/document/labor\\_costs.pdf](https://www.jst.go.jp/start/file/document/labor_costs.pdf)

- 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）」に関する研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム（START）の対応について（令和 3 年 1 月 14 日）

[https://www.jst.go.jp/start/file/document/buyout\\_donyu.pdf](https://www.jst.go.jp/start/file/document/buyout_donyu.pdf)

### 3.3.2 間接経費

間接経費とは、研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費であり、原則として研究開発費（直接経費）の 30%が措置されます。研究機関は、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ/令和 3 年 10 月 1 日改正）に則り、間接経費の使用にあたり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する必要があります。

### 3.3.3 複数年度契約と繰越制度について

本事業は単年度事業であり、複数年度契約と繰越制度については該当しません。

## 3.4 評価

(1) 委員会は、必要に応じて行われる面接等に基づき、事業化に向けた研究開発が研究開発計画書の内容および条件や本制度の趣旨に従って確実に遂行されているかどうかの評価を行います。評価結果を研究開発の取扱（計画の見直し等）に反映することがあります。評価結果によっては、研究開発費の増額・減額や研究開発の支援を中止することがあります。

(2) 研究開発終了時には成果報告書を提出いただきます。また、成果発表会での活動成果発表および成果報告書の内容に基づき、事後評価を行います。なお委託研究契約に基づく各種報告書も提出していただきます。

※活動終了前（2 月～3 月頃）に暫定版の成果報告書を提出いただく場合があります。

(3) 研究開発終了後、一定期間を経過した後、JST は追跡調査を行いますので、その際は調査に協力していただきます。その他必要に応じて進捗状況の調査にもご協力いただきます。本事業を通じて設立されたベンチャー企業や技術移転先企業についても調査の対象とさせていただきます。研究開発終了後に、研究代表者の連絡先等に変更があれば連絡してください。

### 3.5 研究代表者及び主たる共同研究開発者、研究開発参加者の責務等

JST の研究費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する責務があります。

- a. 公募要領等の要件及び所属機関の規則を遵守する。
- b. JST の研究費は国民の税金で賄われていることを理解の上、研究開発活動における不正行為（論文の捏造、改ざん及び盗用）、研究費の不正な使用などを行わない。
- c. 参画する研究員等に対して研究開発活動における不正行為及び研究費の不正な使用を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材（eAPRIN（旧名称 CITI））の受講について周知徹底する。詳しくは、「4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」を参照してください。

また、上記 c.項の研究倫理教材の修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、研究費の執行を停止することがありますので、ご注意ください。

#### (1) 研究代表者（※3）

プロジェクトの代表者は研究代表者が務めます。技術シーズを基に起業や技術移転の可能性を探るための研究開発を実施し、起業や技術移転に向けた研究開発の遂行に関して技術面を含む全ての責任を負います。研究開発の期間中、大学等において研究開発を実施する体制を取る必要があります

#### (2) 主たる共同研究開発者（※3）

研究代表者の所属機関 A と異なる国内の大学等の研究機関 B で研究開発費を執行する場合、JST と研究機関 B（複数機関設けることも可能）が委託契約を直接締結します。研究機関 B における責任者を「主たる共同研究開発者」とします。所属機関 B において研究代表者と同様の責任を果たしていただきます。本事業で研究代表者が所属する研究機関 A で起業や技術移転を目指すにあたり研究機関 B による知的財産権等の問題がないこと、かつ、生じさせないことをあらかじめ十分に確認いただき、明確にご説明いただく必要があります。また、委託契約の責務を果たせることが必要です。事業化の障害とならないことを示せない限り、委託契約は認められません。

なお、所属機関 A、B いずれにおいても再委託は認められません（研究契約における「再委託」とは、研究代表者の所属機関とのみ JST が研究契約を締結し、その所属機関と共同研究者の所属機関が研究契約を締結する形式のことです）。

(3) 研究開発参加者

起業や技術移転に向けて必要な人材、起業や技術移転に向けた研究開発に従事する人材等をいいます。名目的に名前を連ねるなど、実質的な責任を負わない方は、参加者となることはできません。

- ※3 委託研究契約書において、研究代表者、主たる共同研究開発者を、委託研究を中心的に行う者として、「研究担当者」として記載します。

### 3.6 研究機関の責務等

研究機関は、研究を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究実施は認められませんので、応募に際しては、研究の実施を予定している全ての研究機関（以下「参画機関」といいます。）から事前承諾を確実に得てください。

- a. 研究機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません。また、研究契約書、事務処理説明書、研究計画書に従って研究を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究が適正に実施されないと判断される場合には、当該研究機関における研究実施は認められません。

※最新の委託研究契約書の雛型については、以下の URL を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index.html>

- b. 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定／令和 3 年 2 月 1 日改正）」に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める必要があります。また、研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「4.26（1）「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について」）。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904\\_21.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm)

- c. 研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月

26 日文科科学大臣決定)」に基づき、研究機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、研究機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。(「4.27(1)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について」)。

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/1351568.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm)

- d. 研究機関は、研究参加者に対して、上記 b.c.記載のガイドラインの内容を十分認識させるとともに、JST が定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。
- e. 研究機関は、研究費執行に当たって、柔軟性にも配慮しつつ、研究機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める事務処理説明書等により本事業特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。(科学研究費補助金を受給している研究機関は、委託研究費の用途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、研究機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です。)
- f. 研究機関は、研究の実施に伴い発生する知的財産権が研究機関に帰属する旨の契約を研究参加者と取り交わす、または、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。特に研究機関と雇用関係のない学生が研究参加者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究の実施の過程で当該学生が行った発明(考案等含む)に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。

また、当該知的財産権について、移転または専用実施権の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST に対して所要の報告を行う義務があります。

- g. 研究機関は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。
- h. 研究機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研究費の支払い方法の変更や研究費の縮減等の措置に従う必要があります。

また、JST の中長期目標期間終了時における事業評価により JST の解散や事業縮小が求められる場合や、国における予算措置の状況に変化が生じる場合には、委託研究契約の特約事項に従って、契約期間中の契約解除や委託研究費縮減の措置を行うことがあります。また、研究課題の中間評価等の結果を踏まえて、委託研究費の増減や契約期間の変更、研究中止等の措置を行う場合があるほか、研究の継続が適切でないと JST が判断する場合には、契約期間中であっても、契約解除等の措置を行うことがあります。研究機関は、これらの措置に従う必

要があります。

- i. 研究機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該研究機関が委託研究契約を締結するに当たっては、研究機関の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。(万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究契約の解除、委託研究費の返還等の措置を講じる場合があります。)
- j. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、新規採択の研究課題に参画しかつ研究機関に所属する研究者等に対して、研究倫理に関する教材の受講および修了を義務付けることとしました(受講等に必要な手続き等は JST で行います)。研究機関は対象者が確実に受講・修了するよう対応してください。

これに伴い JST は、当該研究者等が機構の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を研究機関に指示します。指示にしたがって研究費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究費の執行を再開しないでください。

- k. 研究の適切な実施や研究成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、JST との委託研究契約に反しない範囲で参画機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。
- l. 委託研究費の執行に当たっては、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合規性・正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。また、計画的な執行に努めることとし、研究期間終了時又は年度末における予算消化を目的とした調達等がないよう注意してください。

### 3.7 その他留意事項

#### 3.7.1 他機関に所属する研究者等や雇用関係のない学生が本研究に従事する場合の対応

他機関に所属する研究者等や本研究に係る雇用関係のない学生を本研究に従事させる場合は、委託研究契約等で規定される事項(知的財産権の帰属、各種報告・申請義務、守秘義務等)が遵守されるよう同意書を得るなど適切に対応してください。特に本研究開発に係る雇用関係のない学生が研究開発参加者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究の実施の過程で当該学生が行った発明(考案等含む)に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。また、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。

○大学等における職務発明等の取扱いについて（平成 28 年 3 月 31 日 科学技術・学術審議会/産業連携・地域支援部会/大学等における産学官連携リスクマネジメント検討委員会）

[https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_\\_\\_icsFiles/afieldfile/2016/04/05/1369054\\_02.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/___icsFiles/afieldfile/2016/04/05/1369054_02.pdf)

### 3.7.2 取得物品の帰属

本事業終了後、本研究開発課題の研究開発成果にて設立された新会社から要望のあった取得物品はその新会社に貸与・譲渡等の便宜を図ってください。ただし、研究機関の規程上、取得物品を本事業終了後、本研究開発課題の研究開発成果にて設立された新会社に貸与又は譲渡できない場合は別途 JST 課題担当者へご相談ください。

### 3.7.3 技術シーズの知的財産権を所属機関が所有していない場合

研究代表者等が職務として開発・発明した知的財産権について、その知的財産権を大学等の所属機関が非承継とし、研究者個人や資金配分機関等がその権利を所有している場合、創出された大学等発ベンチャーが大きく成長したときや技術移転先企業がその技術によって大きな収益を得たときには、技術シーズの創出等に所属機関の環境を活用していることを踏まえ、寄付等により金銭等を大学へ還元することに留意してください。

### 3.7.4 JREC-IN Portal のご利用について

研究者人材データベース(JREC-IN Portal <https://jrecin.jst.go.jp/>)は、国内最大級の研究人材キャリア支援ポータルサイトとして、研究者や研究支援者、技術者などの研究にかかわる人材の求人情報を無料で掲載し、閲覧できるサービスです。

現在、13 万人以上のユーザにご登録いただいている他、大学や公的研究機関、民間企業等の求人情報を年間 19,000 件以上掲載しております。加えて、JREC-IN Portal の Web 応募機能等を利用することで、応募書類の管理を簡略化できると共に、求職者の負担も軽減することができます。研究プロジェクトの推進に当たって高度な知識をもつ研究人材（ポストドクター、研究者等）をお探しの際には、是非 JREC-IN Portal をご活用ください。

また、JREC-IN Portal は researchmap と連携しており、履歴書や業績一覧の作成機能では、researchmap に登録した情報を用いて簡単にこれらの応募書類を作成できます。

### 3.7.5 エネルギー加速器研究機構との連携について

高エネルギー加速器研究機構・物質構造科学研究所・放射光実験施設から、放射光を含む、中性子、ミュオン、低速陽電子の複合的な利用（マルチプローブ利用）に適した課題についてアドバイスを受けられます。

詳しくは、以下のウェブサイトを参照してください。

<https://www2.kek.jp/imss/ciqus/>

また、本事業の採択プロジェクトは、高エネルギー加速器研究機構の放射光実験施設等の優先施設利用を受けられます。

施設利用料：標準性能ビームライン 12,800 円/時間、高性能ビームライン 25,600 円/時間

詳しくは、以下のウェブサイトを参照してください。

<https://www2.kek.jp/imss/pf/use/program/>

### 3.7.6 スタートアップ支援に関するプラットフォーム（通称 Plus）について

JST を含む政府系 9 機関は、スタートアップ支援を目的として、「スタートアップ・エコシステムの形成に向けた支援に関する協定書」を締結し、スタートアップ支援に関するプラットフォーム（通称 Plus（プラス） “Platform for unified support for startups”）を令和 2 年度に創設しました。その一環として、ワンストップ相談窓口“Plus One（プラスワン）”を運用しています。

本事業を実施する上で、Plus One（プラスワン）の活用をご検討ください。

○Plus One について

<https://startips.nedo.go.jp/plusone/>

## 第 4 章 応募に際しての注意事項

### 4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

研究代表者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の (1) ~ (2) のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は「第 5 章 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法等について」を参照してください。

(1) 所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラムを応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

(2) 所属機関におけるプログラムを修了していない場合（所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む）

a. 過去に JST の事業等において eAPRIN（旧 CITI）を修了している場合

JST の事業等において、eAPRIN（旧 CITI）を応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

b. 上記 a. 以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて eAPRIN（旧 CITI）ダイジェスト版を受講することができます。

以下 URL より受講をしてください。

<https://edu2.aprin.or.jp/ard/>

受講にかかる所要時間はおおむね 1~2 時間程度で、費用負担は必要ありません。速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していること及び受講確認書に記載されている受講確認書番号（数字 7 桁+ARD※）を申告してください。

※令和元年 8 月以前に修了した場合は、Ref # から始まる番号になります。

■ 研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 法務・コンプライアンス部 研究公正課

E-mail : [rcr-kousyu@jst.go.jp](mailto:rcr-kousyu@jst.go.jp)

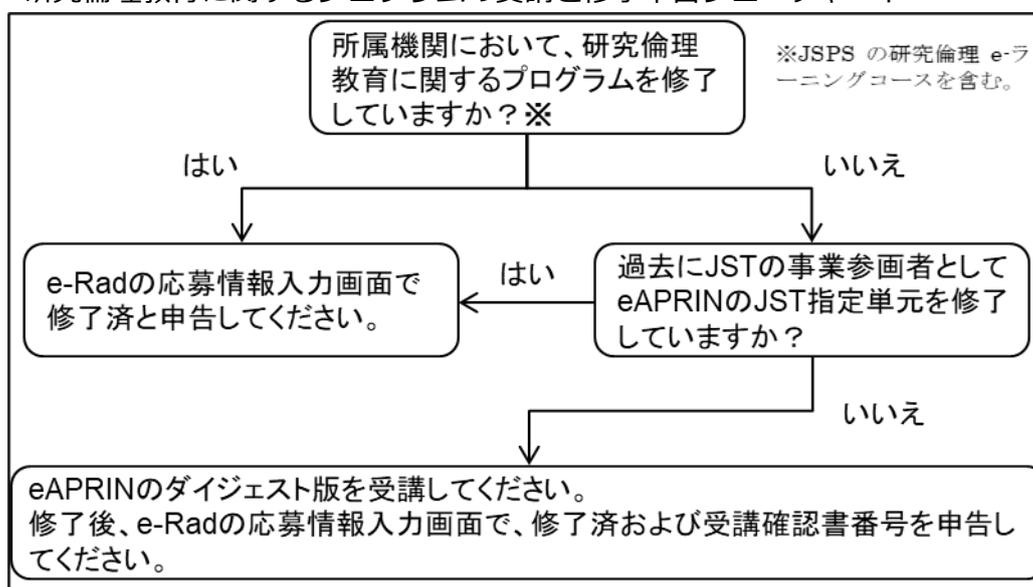
■ 公募に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 産学連携展開部 START 事業グループ

E-mail : [sbir-one@jst.go.jp](mailto:sbir-one@jst.go.jp)

※メール本文に公募名、研究代表者名を記載してください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート



なお、JST では、本事業に参画する研究者等について「eAPRIN (旧 CITI)」の指定単元を受講・修了していただくことを義務づけております。採択の場合は、原則として全ての研究参加者に「eAPRIN (旧 CITI)」の単元を受講・修了していただきます (ただし、所属機関や JST の事業等において、既に JST が指定する eAPRIN (旧 CITI) の単元を修了している場合を除きます)。また、研究開始時には、研究担当者向けに研究倫理教育に関する講習を実施します。

4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置

○不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題 (競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。) に対して、複数の競争的研究費その他の研究費 (国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの (※)。)

が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分（以下「研究課題の不採択等」という。）を行います。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的研究費その他の研究費への応募を制限するものではありませんが、他の競争的研究費その他の研究費に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採択等を行う可能性があります。

※所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

### ○過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的研究費その他の研究費を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」といいます。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、その程度に応じ、研究課題の不採択等を行います。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的研究費その他の研究費に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採択等を行う可能性があります。

※ 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務

等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

#### ○不合理な重複及び過度の集中の排除の方法

競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、応募時に、以下の情報を提供していただきます。

(i) 現在の他府省含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況、現在の全ての所属機関・役職に関する情報の提供

応募時に、研究代表者・主たる共同研究者について、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）（以下「研究費に関する情報」という。）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報（以下「所属機関・役職に関する情報」という。）を応募書類や府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）に記載いただきます。応募書類や e-Rad に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択等を行うことがあります。

研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、産学連携等の活動が委縮しないように、個別の事情に配慮して以下の通り扱います。

- ・ 応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ（原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみ）の提出を求めます。
- ・ ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出いただくことが可能です。なお、その場合においても、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。
- ・ 所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有される場合もありますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。

なお、今後秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討していただきますようお願いいたします。ただし、秘匿すべき情報の範囲とその正当な理由（企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等）について契約当事者双方が合意すれば、当該秘匿

情報の提出を前提としない契約とすることも可能であることにご留意ください。

(ii) その他、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報の提供

研究費に関する情報や、所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援(※)を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めます。誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択等とすることがあります。

応募の研究課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、誓約に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

※無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

○不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報の共有

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を、e-Rad などを通じて、他府省を含む他の競争的研究費制度の担当課間で共有します。

#### 4.3 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性

を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

#### 4.4 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」といいます。）については以下のとおり厳格に対応します。

##### ○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

###### (i) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

###### (ii) 申請及び参加（※1）資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。以下「不正使用等を行った研究者」といいます。）や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者（※2）に対し、不正の程度に応じて以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは嚴重注意措置をとります。

また、他府省を含む他の競争的研究費の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費制度において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

不正使用及び不正受給に係る 応募制限の対象者	不正使用の程度	応募制限期間※3
不正使用を行った研究者及び それに共謀した研究者 ※1	1 個人の利益を得るための私的流用	10 年
	2 1 以外 ① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5 年
	② ①及び③以外のもの	2～4 年
	③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1 年
偽りその他不正な手段により競争的研究費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者		5 年
不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者 ※2		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限 2 年、下限 1 年

以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

※1 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合

※2 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※3 応募制限期間は原則、不正使用等が認定され、研究費が返還された年度の翌年度から起算します。なお、不正使用等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JST において原則公表することとします。また、当該不正事案の概要（事業名、所属機

関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容) について、文部科学省においても原則公表されます。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省のウェブサイトにおいて公表している不正事案の概要については、以下の URL を参照してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1364929.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm)

#### 4.5 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他府省を含む他の競争的研究費制度（※）において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的研究費制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的研究費制度」について、令和 4 年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和 3 年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のウェブサイトを参照してください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

#### 4.6 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

#### 4.7 繰越について

本事業は単年度事業であり、繰越制度については該当しません。

#### 4.8 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的研究費において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱については以下の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/download/2022/2022asteps309betsu.pdf>

現在、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略 2021」、「研究

力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、競争的研究費に関する制度改善が進められています。これを踏まえ、本事業において、直接経費からプロジェクトの研究代表者（以下、「PI」という。）の人件費、研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することを可能としています。PI の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出する場合には、以下に必要な要件や手続きの方法を定めていますので、確認してください。

- 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）及び、直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（連絡）」（令和 2 年 9 月 17 日）

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

- 「直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出」に関する研究成果展開事業大学発新産業創出プログラム（START）の対応について（令和 3 年 1 月 14 日）

[https://www.jst.go.jp/start/file/document/labor\\_costs.pdf](https://www.jst.go.jp/start/file/document/labor_costs.pdf)

- 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）」に関する研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム（START）の対応について（令和 3 年 1 月 14 日）

[https://www.jst.go.jp/start/file/document/buyout\\_donyu.pdf](https://www.jst.go.jp/start/file/document/buyout_donyu.pdf)

### 4.9 費目間流用について

費目間流用については、JST の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の 50%以内としています。

### 4.10 年度末までの研究期間の確保について

JST においては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的研究費において以下のとおり対応しています。

- (1) JST においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
- (2) 会計実績報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。
- (3) 研究成果報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。

※ただし、本事業ではフェーズ 2 開始までに事後評価を終える必要があり、また、内閣府によって設置された審査・評価委員会による実施状況等に係るフォローアップが実施されるため、

活動終了前（2月～3月頃）に暫定版の成果報告書を提出いただく場合があります。なお、この場合も、最終の成果報告書の提出期限は、上記（3）のとおり5月31日となります。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

### 4.11 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から5年間適切に保管してください。

また、間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じてJSTに報告が必要となります（複数の競争的研究費を獲得した研究機関においては、それらの競争的研究費に伴う全ての間接経費をまとめて報告してください）。報告に関するe-Radの操作方法が不明な場合は、e-Radの操作マニュアル（[https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_organ.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html)）又は「よくある質問と答え」（<https://qa.e-rad.go.jp/>）を参照してください。

### 4.12 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成27年6月24日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議）や「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）において、研究機器・設備の整備・共用化促進や、組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み（コアファシリティ化）の確立、共用方針の策定・公表等が求められています。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、大学共同利用機関法人自然科学研究機構において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク」、各大学等において「新たな共用システム導入支援プログラム」や「コアファシリティ構築支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」  
（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm)
- 「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日 閣議決定）  
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>
- 「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」  
（令和 3 年 3 月 5 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）  
[https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu\\_rule\\_r30305.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r30305.pdf)
- 「複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）」  
（令和 2 年 3 月 31 日 資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ）  
[https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt\\_sinkou02-100001873.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf)
- 「大学連携研究設備ネットワーク」  
<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>
- 「新たな共用システム導入支援プログラム」、「コアファシリティ構築支援プログラム」  
[https://www.jst.go.jp/shincho/program/pdf/sinkyoyo\\_brochure2020.pdf](https://www.jst.go.jp/shincho/program/pdf/sinkyoyo_brochure2020.pdf)

### 4.13 博士課程学生の処遇の改善について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の 3 倍に増加すること（博士後期課程在籍学生の約 3 割が生活費相当額程度を受給することに相当）を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント（RA）としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA 等の雇用・謝金に係る RA 経費の支出のルールを策定し、2021 年度から順次実施する。」とされており、各大学や研究開発法人における RA 等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められ

ています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RA を雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RA に適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的に RA 等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

- ・ 「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間 180 万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員（DC）並みの年間 240 万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。
- ・ 「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000 円から 2,500 円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。
- ・ 具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にてご判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。
- ・ 学生を RA 等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

### 4.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「研究力向上改革 2019」（平成 31 年 4 月 23 日文科科学省）や「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」（令和 2 年 3 月 26 日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会）において、特任教員やポストドクター等の任期付きのポストに関し、短期間の任期についてはキャリア形成の阻害要因とな

り得ることから、5 年程度以上の任期を確保することの重要性が指摘されています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン～教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて～」(平成 31 年 2 月 25 日文科科学省)において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5～10 年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、部局等の人事担当や経理担当等にも確認の上、研究期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り一定期間（5 年程度以上）の任期を確保するよう努めてください。

### 4.15 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」(令和 2 年 12 月 18 日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。詳しくは以下を参照してください。

- 「プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について（連絡）」  
(令和 2 年 4 月 10 日)

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200414.pdf>

### 4.16 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「文科科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」(平成 23 年 12 月 20 日科学技術・学術審議会人材委員会)において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。また、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」(令和 3 年 3 月 26 日閣議決定)においても、「産業界へのキャリアパス・流動の拡大」に関する目標が掲げられているところです。さら

に、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、「高度な専門性と優れた研究力を身に付けた博士人材が、ベンチャー企業やグローバル企業等も含む社会の多様な場で活躍し、イノベーションを創出していくことが不可欠であり、ポストドクターの期間終了後のキャリアパスの多様化に向けた取組が重要である」と述べられています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的研究費その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いいたします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

### 4.17 URA 等のマネジメント人材の確保について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）において、URA 等のマネジメント人材が魅力的な職となるよう、専門職としての質の担保と処遇の改善に関する取組の重要性が指摘されています。また「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和 2 年 1 月 23 日総合科学技術・イノベーション会議）においても、マネジメント人材や URA、エンジニア等のキャリアパスの確立の必要性が示されています。

これらを踏まえ、研究機関が雇用している、あるいは新たに雇用する URA 等のマネジメント人材が本事業の研究プログラムのマネジメントに従事する場合、研究機関におかれては本事業に限らず、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り一定期間（5 年程度以上）の任期を確保するよう努めてください。

あわせて、当該マネジメント人材のキャリアパスの確保に向けた支援として、URA 研修等へ参加させるなど積極的な取組をお願いいたします。また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

### 4.18 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うに当たっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」といいます。）に基づき輸出規制（※1）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※1 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①輸出貿易管理令別表第 1 及び外為令別表に記載の品目のうちある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、軍事転用されるおそれがある場合（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の 2 つから成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者（2022 年 5 月 1 日以降は特定類型（※2）に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

本事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますので留意してください。

※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3) サ①～③に規定する特定類型を指します。

また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります（※3）。このため、契約締結時までには、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合はあ

ります。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

※3 輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制をいいます。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）  
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
- ・ 経済産業省：みなし輸出管理（上記※2 関連ページ）  
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo07.html>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）  
[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)
- ・ 経済産業省：大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル  
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/manual.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター  
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易ガイダンス（入門編）  
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html>

### 4.19 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

平成 28 年 9 月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成 28 年 11 月 30 日（ニューヨーク現地時間）、国連安全保障理事会（以下「安保理」という。）は、北朝鮮に対する制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第 2321 号を採択しました。これに関し、平成 29 年 2 月 17 日付けで 28 受文科際第 98 号「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について（依頼）」が文部科学省より関係機関宛に発出されています。

同決議主文 11 の「科学技術協力」には、外為法で規制される技術に限らず、医療交流目的を除くすべての協力が含まれており、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、本決議の厳格な実施に留意することが重要です。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

- 外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳（外務省告示第 463 号（平成 28 年 12 月 9 日発行））

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

#### 4.20 社会との対話・協働の推進について

『国民との科学・技術対話』の推進について（基本的取組方針）（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。本公募に採択され、1 件当たり年間 3000 万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の「国民との科学・技術対話」について、積極的に取り組むようお願いいたします。

- 「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

[https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa\\_honbun.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf)

#### 4.21 オープンアクセスおよび研究データマネジメントについて

JST では、オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を平成 29 年 4 月に発表しました。本方針では、本事業での研究活動における研究成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

については、本事業に参加する研究者は、研究成果論文について、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じ、原則として公開していただきます。また、研究機関におけるデータポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し、研究計画書と併せて JST に提出していただき、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で研究活動を遂行していただきます。なお、本プランは、研究を遂行する過程で変更することも可能です。

詳しくは、以下を参照してください。

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針  
<https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04>
- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針運用ガイドライン  
[https://www.jst.go.jp/pr/intro/openscience/guideline\\_openscience.pdf](https://www.jst.go.jp/pr/intro/openscience/guideline_openscience.pdf)

なお、JST は、記載内容の把握、研究者への支援や基本方針への反映（改正）を目的に、データモジュール数、データの種別、公開の種別、保存場所等の統計データを分析します。分析した統計データについては公開を想定していますが、個々の個人データや名前がわかるもの等は一切公開いたしません。

※生命科学系データについては「[4.22 NBDC からのデータ公開について](#)」もご参照してください。

#### 4.22 NBDC からのデータ公開について

JST のバイオサイエンスデータベースセンター（NBDC）が実施してきたライフサイエンスデータベース統合推進事業（<https://biosciencedbc.jp/>）では、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進しています。

また、「ライフサイエンスデータベース統合推進事業の進捗と今後の方向性について」（平成 25 年 1 月 17 日）でも、同センター（現 NBDC 事業推進部）が中心となってデータ及びデータベースの提供を受ける対象事業の拡大を行うこととされています。

これらを踏まえ、本事業により得られる次の種類のデータ及びデータベースの公開について、ご協力をお願いいたします。

No.	データの種別	公開先	公開先 URL
1	構築した公開用データベースの概要	Integbio データベースカタログ	<a href="https://integbio.jp/dbcatalog/">https://integbio.jp/dbcatalog/</a>
2	論文発表等で公表した成果に関わるデータの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物	生命科学データベースアーカイブ	<a href="https://dbarchive.biosciencedbc.jp/">https://dbarchive.biosciencedbc.jp/</a>
3	2 のうち、ヒトに関するもの	NBDC ヒトデータベース	<a href="https://humandbs.biosciencedbc.jp/">https://humandbs.biosciencedbc.jp/</a>

<問い合わせ先>

国立研究開発法人科学技術振興機構 NBDC 事業推進部

電話：03-5214-8491

e-mail: [nbdc-kikaku@jst.go.jp](mailto:nbdc-kikaku@jst.go.jp)

#### 4.23 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により助成を受けたことを表示してください。

論文の Acknowledgment（謝辞）に、本事業により助成を受けた旨を記載する場合には「JST START Project Promotion Type (Supporting Small Business Innovation Research (SBIR) Phase 1), Grant Number 10 桁の体系的番号」を含めてください。論文投稿時も同様です。本事業の 10 桁の体系的番号は、「JPMJST+数字 4 桁」です。

論文中の謝辞（Acknowledgment）の記載例は以下のとおりです。

【英文】

This work was supported by JST START Project Promotion Type (Supporting Small Business Innovation Research (SBIR) Phase 1), Grant Number JPMJSTxxxx.

【和文】

本研究は、JST START プロジェクト推進型 SBIR フェーズ 1 支援 JPMJSTxxxx の支援を受けたものです。

※論文に関する事業が二つ以上ある場合は、事業名及び体系的番号を列記してください。

#### 4.24 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について

「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」（令和 2 年 3 月 26 日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会）においては、「行政が公的な事業として実施していた研究支援や研究成果の社会への還元等について、強い思いと情熱を持ちビジネスとして実施するスタートアップが出現し始めていることを踏まえて、新たな官民連携の仕組みの形成が求められる。」としています。

そのような中、文部科学省は、令和元年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）」を創設しました。本制度は民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定することを通じ、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を

加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的としており、令和 2 年度までに 9 件のサービスを認定しています。

認定された各サービスの詳細は以下の文部科学省ウェブページより参照していただけます。ぜひご利用ください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kagaku/kihon/1422215\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm)

- 「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」

(令和 2 年 3 月 26 日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会)

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu22/houkoku/1422095\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu22/houkoku/1422095_00001.htm)

#### 4.25 競争的研究費改革について

現在、政府において、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略 2021」や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、更なる研究費の効果的・効率的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改善について議論されているところ、公募期間内に、これらの制度の改善及びその運用について他の競争的研究費事業にも共通する方針等が示された場合、その方針について、本事業の公募及び運用において適用する際には、改めてお知らせします。

#### 4.26 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について

- (1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和 3 年 2 月 1 日改訂）（※）の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブサイトを参照してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904\\_21.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm)

(2)「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、令和 4 年 4 月 1 日以降、以下のウェブページの内容を確認の上、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）から令和 4 年度版チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、委託研究契約締結前の指定する期日までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室に、e-Rad を利用して提出（アップロード）してください。

なお、令和 3 年度版チェックリストを提出している研究機関は、上記にかかわらず契約は認められますが、この場合は、令和 4 年度版チェックリストを令和 4 年 12 月 1 日までに提出してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費の配分を受けない機関については、チェックリストの提出は不要です。

チェックリストの提出方法の詳細については、以下の文部科学省ウェブページを参照してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1324571.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm)

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。

e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブページを参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

#### 4.27 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について

(1) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)(※)を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブページを参照してください。

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/1351568.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm)

(2) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト(以下「研究不正行為チェックリスト」といいます。)を提出することが必要です。(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。)

このため、令和 4 年 4 月 1 日以降、以下のウェブページの内容を確認の上、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)から令和 4 年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、委託研究契約締結前の指定する期日までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室に、e-Rad を利用して提出(アップロード)してください。

なお、令和 3 年度版研究不正行為チェックリストを提出している研究機関は、上記にかかわらず契約は認められますが、この場合は、令和 4 年度版研究不正行為チェックリストを令和 4 年 9 月 30 日までに提出してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、研究不正行為チェックリストの提出は不要です。

研究不正行為チェックリストについては、以下の文部科学省ウェブページを参照してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1420301\\_00003.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00003.html)

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。

e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分に注意して

ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブページを参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(3) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下「文部科学省関連の競争的研究費制度等」といいます。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下「他府省関連の競争的研究費制度」といいます。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的研究費制度等及び他府省関連の競争的研究費制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間※	
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び 2. を除く特定不正行為に関与した者		2～3年	
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

※ 応募制限期間は原則、特定不正行為があったと認定された年度の翌年度から起算します。  
 なお、特定不正行為等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JST において原則公表することとします。また、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1360483.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm)

#### 4.28 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、委託研究契約の締結手続きの中で、研究代表者は、本事業への研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

#### 4.29 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（事業名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額、実施期間及び課題概要）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本事業のウェブサイト

において公開します。

#### 4.30 e-Rad からの内閣府への情報提供等について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」(令和 3 年 3 月 26 日閣議決定)では、科学技術・イノベーション行政において、客観的な証拠に基づく政策立案を行う EBPM を徹底することとしており、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的研究費に係る間接経費執行実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

#### 4.31 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報の公開も可能です。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながります。

なお、researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、積極的に researchmap に登録くださるよう、ご協力をお願いします。

#### 4.32 JST からの特許出願について

研究機関が発明等を権利化しない場合、JST がそれを権利化する場合があります。そのため、研究機関が発明等を権利化しない見込みである場合は、速やかに当該発明等に関する情報を任意の様式で研究者から JST に通知してください。(上記の「当該発明等に関する情報」とは、研究機関内で用いた発明届の写し等、JST が出願可否を判断するために必要とする情報を指します。)

JST は受領した通知に基づき検討を行い、その結果、当該発明等を JST が出願可と判断する場合には、研究機関と JST との間で別途「特許を受ける権利譲渡契約」を締結します。

## 第 5 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について

### 5.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する公募型研究制度の管理に係る一連のプロセス（応募受付→選考→採択→採択課題の管理→研究成果・会計実績の登録受付等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。

### 5.2 e-Rad を利用した応募方法

応募は府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて行っていただきます。

応募の流れについては、「[5.4 具体的な操作方法と注意事項](#)」を参照してください。

また、応募の際は、特に以下の点に注意してください。

#### (1) e-Rad 使用にあたる事前登録

e-Rad の使用に当たっては、研究機関、研究者、研究インテグリティに係る情報の事前登録が必要となります。

##### ①研究機関の登録

応募時まで e-Rad に研究機関が登録されていることが必要となります。研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、e-Rad ポータルサイト（以下「ポータルサイト」といいます。）から研究機関登録申請の様式をダウンロードして、郵送で申請を行ってください。登録まで日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

##### ②研究者情報の登録

研究機関は所属する研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを発行することが必要となります。

研究者情報の登録方法は、ポータルサイトに掲載されている研究機関事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照してください。

### ③研究インテグリティに係る情報の登録

以下の手順に従い、応募前に e-Rad への研究インテグリティに係る情報の登録をしてください。主たる共同研究開発者についても登録が必要となりますので、主たる共同研究開発者を登録する場合はご本人へ事前に確認してください。

※e-Rad の改修以降（2022 年 3 月 15 日以降）、登録をしていない場合は必ず行ってください。既に登録済みの方は必要ありません。研究インテグリティに関する詳細は、「[4.3 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保](#)」を確認してください。

#### <操作方法>

1. e-Rad にログイン後、【研究者情報の確認・修正】をクリックしてください。

※e-Rad へのログイン方法は「[5.4 具体的な操作方法と注意事項](#)」を参照してください。



2. 【研究者情報の修正】画面で「所属研究機関」タブをクリックしてください。

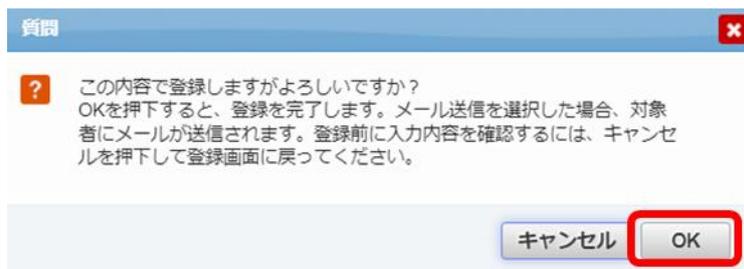


3. 「e-Rad 外の研究費の状況および役職と所属機関への届け出状況」の部分で「(1) e-Rad 外の研究費」、「(2) (兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む) 現在全ての所属機関・役職」について該当があれば、【行の追加】をクリックし、記入欄に入力してください。

4. 上記入力事項について適切に所属機関に報告をしていることを確認のうえ、「(3) 誓約状況」のチェックボックスにチェックしてください。

※この部分のチェックは必須となります。チェックマークが入っていない場合、本公募への応募ができません。

5. すべての入力が完了したら、【この内容で登録】をクリックしてください。「この内容で登録しますがよろしいですか？」と表示されたら、【OK】をクリックしてください。登録が完了すると、「研究者情報修正完了」と表示されます。



### 研究者情報修正完了

研究者情報を修正しました。

#### <入力例>

※「機密保持契約締結有無」の欄で「有」を選択した場合は、エフォート以外への入力はありません。

※エフォートは合計が 100%を超えないようにしてください。

※「(3) 誓約状況」のチェックボックスに必ずチェックを入れてください。

e-Rad外の研究費の状況および役職と所属機関への届け出状況

(1) e-Rad外の研究費

契約の種類	相手機関(相手機関の国名) 制度名 (研究期間)	研究課題名	予算額	エフォート (%)	機密保持契約 締結有無	削除
補助金	研究機関A シンガポール 制度 1 (2019年04月～2024年03月)	xx	100,000,000 円	10	無	<input type="checkbox"/>
助成金	研究機関B インド 制度 2 (2017年10月～2027年09月)	△△	100,000,000 円	10	無	<input type="checkbox"/>
共同研究費	選択してください ( )年( )月～( )年( )月		円	10	有	<input type="checkbox"/>

行の追加 選択行の削除

(2) (兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む) 現在の全ての所属機関・役職

兼業、外国の人材登用プログラムへの参加、あるいは雇用契約のない名誉教授等	相手機関の所在地	削除
〇〇大学 名誉教授	日本	<input type="checkbox"/>

行の追加 選択行の削除

(3) 誓約状況  
寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告しているか。

報告している

## (2) e-Rad での応募申請

研究者による e-Rad での応募に当たっては、ポータルサイトに掲載されている研究者用マニュアルを参照してください。

### <注意事項>

①応募申請に当たっては、応募情報の Web 入力と申請様式の添付が必要です。

アップロードできる申請様式の電子媒体は 1 ファイルで、最大容量は 20MB です。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意してください。やむを得ず上限値を超える場合は、アップロードする前に JST 産学連携展開部 START 事業グループへ連絡してください。

②作成した申請様式ファイルは、PDF 形式でのみアップロード可能となっています。e-Rad には、WORD や一太郎ファイルの PDF 変換機能があります。PDF 変換に当たって、これらの機能・ソフトの使用は必須ではありませんが、使用する場合は、使用方法や注意事項について、必ず研究者用マニュアルを参照してください。

### PDF ファイルに関する注意点

- ・ PDF には、パスワードを設定しないでください。
- ・変換後の PDF ファイルは、必ず開いて確認してください。外字や特殊文字等を使用すると、ページ単位、ファイル単位で文字化けする恐れがあります。

③提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関処理中」又は「受理済」となっていない申請は無効となります。提出が完了したら、以下の手順に従って、申請の種類（ステータス）より、申請が正しく行われていることを念のため確認してください。提出締切日時までに研究者による提出が行われたにもかかわらず、これらのステータスにならなかった場合は、速やかに公募要領最終ページに記載の JST 産学連携展開部 START 事業グループ問い合わせ先まで連絡してください。

### <ステータスの確認方法>

1. 提出済の課題－課題一覧を選択し、「応募/採択課題一覧」画面を表示し、検索してください。（クイックメニュー「提出済の研究課題の管理」からも同画面に移ります。）



2. 検索結果から本公募についての申請の種類（ステータス）を確認してください。正常に提出されている場合は、ステータスが「配分機関処理中」又は「受理済」と表示されます。

課題年度 (西暦)	課題ID	公募名	応募番号	研究機関名	課題 の 状態	申請の 種類 (ステータス)	募集/各種申請、 実績報告	応募 内容 提案 書ダ ウン ロード
		研究開発課題名	採択番号	研究代表者				
2022	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]		応募 中	配分機 関処理 中 申請中	申請可能な 手続きへ	[Download Icon]
	[REDACTED]	[REDACTED]	-					

### (3) その他

応募書類に不備等がある場合は、選考対象とはなりませんので、公募要領及び応募書類作成要領を熟読のうえ、注意して記入してください（応募書類のフォーマットは変更しないでください）。応募書類の差替えは固くお断りいたします。

## 5.3 その他

### (1) e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト (<https://www.e-rad.go.jp/>) から参照またはダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

### (2) e-Rad の操作方法に関する問い合わせ先

事業そのものに関する問い合わせは従来通り JST 事業担当にて受け付けます。e-Rad の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。本事業の公募ウェブサイト及び e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関

する問い合わせには一切回答できません。

事業に関する問い合わせ 及び応募書類の作成・提出 に関する手続き等に関する 問い合わせ	JST 産学連携展開部 START 事業グループ	E-mail : sbir-one@jst.go.jp ※緊急時を除き、電子メールで お願いします。 電話番号 : 03-5214-7054 受付時間 : 10:00~17:00 ※土曜日、日曜日、祝日、 年末年始を除く
e-Rad の操作方法に関する 問い合わせ	e-Rad ヘルプデスク	0570-057-060(ナビダイヤル) 9:00~18:00 ※土曜日、日 曜日、祝日、年末年始を除く

○START 事業ホームページ : <https://www.jst.go.jp/start/>

○ポータルサイト : <https://www.e-rad.go.jp/>

### (3) e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。サービス停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

## 5.4 具体的な操作方法と注意事項

・事前に研究者登録、研究インテグリティに係る情報の登録が必要です。詳細は「5.2 e-Rad を利用した応募方法」(1) e-Rad 使用にあたる事前登録を参照してください。

・e-Rad への情報入力、募集締切から数日以上余裕を持ってください。

e-Rad への情報入力には最低でも 60 分前後の時間がかかります。また、募集締切当日は、e-Rad システムが混雑し、入力作業に著しく時間を要する恐れがあります。募集締切の十分前に余裕を持って e-Rad への入力を始めてください。

・入力情報は「一時保存」が可能です。

応募情報の入力を途中で中断し、一時保存することができます。詳細は e-Rad ポータルサイ

ト掲載の「研究者向けマニュアル」や「よくある質問と答え」(<https://qa.e-rad.go.jp/>)を参照してください。

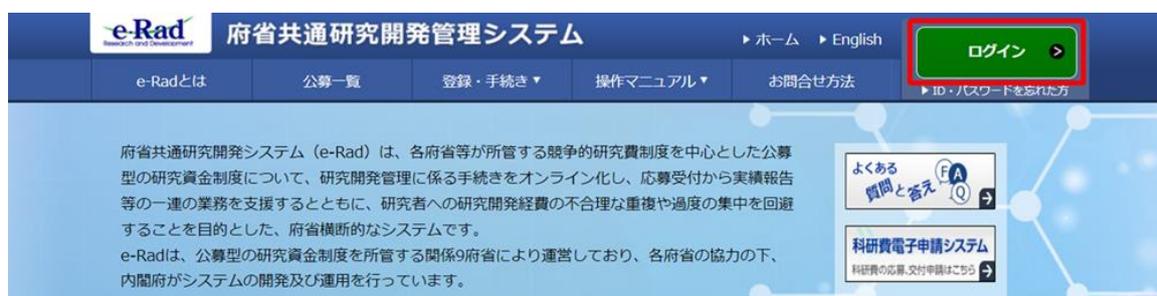
## ■ 応募情報の入力

- \* 「申請書」からの転記箇所は、指示通りの箇所をコピー・貼り付けするなどして正確に転記してください。
- \* 「申請書」を修正した場合、e-Rad にも最新の情報が転記されているか確認してください。

## 【e-Rad ポータルサイト】画面

<https://www.e-rad.go.jp/>

右上の「ログイン」をクリック



## 【e-Rad ログイン】画面

e-Rad 上の「研究代表者」のログイン ID、パスワードを入力し、ログインをクリック

※以後、ID・パスワードの該当者情報が研究代表者欄に自動的に表示されます。



### 【公開中の公募一覧】画面

1. 新規応募－公開中の公募（新規応募）を選択し、「公開中の公募一覧」画面を表示
2. 検索条件に START と入力して「検索」をクリック
3. 表示される公募から

「START プロジェクト推進型 SBIR フェーズ 1 支援 2022」の  
「応募する」ボタンをクリック



### 【応募に当たっての注意事項】画面

画面に表示される注意事項を確認の上、「承諾して応募する」をクリックする。



## 【応募（新規登録）】画面

- ・ 課題 ID：自動採番
- ・ 研究開発課題名：「申請様式 1」の「3. 課題名」を転記

応募（新規登録）

応募を行うに当たって必要となる各種情報の入力を行います。  
画面はタブ構成になっており、それぞれのタブをクリックすると各タブでの入力欄が表示されます。  
各タブの必要な項目をすべて入力し、「この内容で提出」をクリックしてください。

提出する応募提案書ファイル（PDF）は「応募内容提案書のプレビュー」ボタンから参照・取得できます。提出後に応募提案書ファイル（PDF）を参照・取得したい場合は、メニュー「提出済の課題>課題一覧」から対象の応募を選択してください。

公募年度/公募名 | 2022年度 / START プロジェクト推進型 SBIRフェーズ1支援 2022

課題ID/研究開発課題名  必須

一時保存中の課題を配分機関に公開する  公開する  公開しない 必須

基本情報 | 研究経費・研究組織 | 個別項目 | 応募・受入状況

基本情報

### ・「基本情報」タブ

研究期間（西暦）：開始 2022、終了 2022

研究分野（主）：「研究の内容」として適切なものを選択

「キーワード」として適切な内容を記載

研究分野（副）の設定：設定不要

研究目的：「申請様式 1」の「3. 課題名」を転記

※ファイルのアップロードは行わないでください。

研究概要：「申請様式 1」の「4. 課題概要」を転記

※ファイルのアップロードは行わないでください。

基本情報

研究期間(西暦) 必須 最短研究期間：1年 最長研究期間：1年  
(開始)  年度から(終了)  年度まで

研究分野(主) 研究の内容 必須  研究の内容を検索

キーワード 必須  キーワード

研究分野(副)を設定する

研究目的 1000文字以内 (改行、スペースも1文字でカウント)  
「申請様式1」の「3. 課題名」を転記。  
あと1000文字

名称	形式	サイズ	ファイル名	
研究目的ファイル	[PDF (PDF)]	10MB	<input type="text"/>	<input type="button" value="参照"/> <input type="button" value="クリア"/> <input type="button" value="削除"/>

研究概要 1000文字以内 (改行、スペースも1文字でカウント)  
「申請様式1」の「4. 課題概要」を転記。  
あと1000文字

名称	形式	サイズ	ファイル名	
研究概要ファイル	[PDF (PDF)]	10MB	<input type="text"/>	<input type="button" value="参照"/> <input type="button" value="クリア"/> <input type="button" value="削除"/>

**[重要] 申請書類のアップロード**

申請様式 1～2 または 1～3 を PDF 形式で 1つのファイルに結合し、下図の e-Rad 申請画面の「参照」ボタンによりファイルを選択し、「アップロード」ボタンをクリックしてください。

基本情報-申請書類

名称	形式	サイズ	ファイル名	削除
応募情報ファイル <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">必須</span>	[PDF (PDF)]	20MB	<input type="text"/>	<input style="border: 1px solid red;" type="button" value="参照"/> <input type="button" value="クリア"/> <input type="button" value="削除"/>

・「研究経費・研究組織」タブ：

「研究経費」

「申請様式 2」をもとに、「2.年度別経費内訳」に直接経費と間接経費を転記

**研究経費**

年度ごとの経費の登録を行います。  
「1.費目ごとの上下限」を確認しながら、「2.年度別経費内訳」を入力してください。

**1.費目ごとの上限と下限**

	上限	下限
直接経費	7,150,000 円	(設定なし)
間接経費	(直接経費の30%)	-

**2.年度別経費内訳**

大項目	2022年度	合計
直接経費 <span style="color:red">必須</span>	<input type="text"/> ,000 円	0 円
間接経費 (上記経費の30%以内) <span style="color:red">必須</span>	<input type="text"/> ,000 円	0 円
合計	0,000 円	0 円

**研究組織**

**1.申請額（初年度）の入力状況**

「1.申請額（初年度）の入力状況」を確認しながら、「2.研究組織情報の登録」の各費目を入力してください。  
ここで入力した各費目の金額の計は、上記の「研究経費」の「2.年度別経費内訳」で入力した各費目の初年度の金額と一致するように入力してください。

	初年度の申請額	研究者ごとの金額合計	差額

「研究組織」

研究担当者（研究代表者、主たる共同研究開発者）について以下の情報を登録してください。研究担当者以外の研究開発参加者の登録は不要です。

専門分野：適切な内容を記載

学位：適切な内容を選択

役割分担：適切な内容を記載

直接経費、間接経費（千円）：適切な内容を記載

エフォート（%）：エフォートを入力

## 第 5 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について

研究組織

**1.申請額（初年度）の入力状況**

「1.申請額（初年度）の入力状況」を確認しながら、「2.研究組織情報の登録」の各費目を入力してください。  
 ここで入力した各費目の金額の計は、上記の「研究経費」の「2.年度別経費内訳」で入力した各費目の初年度金額と一致するように入力してください。

	初年度の申請額	研究者ごとの金額合計	差額
直接経費	0 円	0 円	0 円
間接経費	0 円	0 円	0 円

**2.研究組織情報の登録**

課題に参加するメンバーと、研究メンバーごとの研究経費初年度を入力してください。研究経費は、上の表の「研究者ごとの金額合計」に反映されます。

行の追加
選択行の削除

研究者を検索	研究者番号 生年月日 氏名（年齢）	研究機関 部署 職/職階 <span style="color: red; font-weight: bold;">必須</span>	専門分野 学位・取得年月 日・大学 役割分担 <span style="color: red; font-weight: bold;">必須</span>	直接経費 間接経費 <span style="color: red; font-weight: bold;">必須</span>	エフオ ート (%) <span style="color: red; font-weight: bold;">必須</span>	閲覧・ 編集権限	削除	移動
	代表者 [検索ボックス]	[検索ボックス]	<input type="text"/> <input type="checkbox"/> 学士（学士 （文学） <input type="text"/>	<input type="text"/> ,000 円 <input type="text"/> ,000 円	<input type="text"/>			

行の追加
選択行の削除

・「個別項目」タブ：

各項目に回答してください。

基本情報
研究経費・研究組織
個別項目
応募・受入状況

**【目指す社会実装の方法】**

目指す社会実装の方法 必須

※（2）を選択した場合は、【企業担当者情報および企業情報】の入力が必須です。

(1) 起業による技術シーズの事業化

(2) 大学等発ベンチャーを含む中小企業への技術移転

---

**【研究開発テーマ】**

研究開発テーマ ※字数の関係上一部省略しています。正式なテーマ名は公募要領を参照してください。 必須

(1) Beyond 5G/最先端の通信技術・通信アプリ【総】

(2) 農林漁業/自動化・省力化、生産技術の効率化【農】

(3) 農林水産物の流通の合理化・迅速化【農】

(4) 農林水産物の環境配慮、循環型の生産体系実現【農】

(5) 多様化する障害像/自立支援機器の開発【厚】

(6) IoT等の活用による内航近代化に係る研究開発【国】

(7) 海の次世代モビリティ/沿岸・離島地域の課題解決【国】

(8) 交通分野における代替燃料や大容量蓄電池の活用【国】

(9) 船所の生産性向上に関する研究開発【国】

・「応募・受入状況」タブ

このタブでは作業不要ですが、「研究経費・研究組織」タブで登録した参加者の応募状況・採択状況が表示されますので、内容を確認してください。「本研究課題に応募する理由」の記載欄がありますが、入力はありません。

※この画面では、「(3) e-Rad 外の研究費の入力」や「誓約状況」のチェックボックスの操作はできません。チェックがない場合は、「5.2 e-Rad を利用した応募方法」(1) e-Rad 使用にあたる事前登録、③研究インテグリティに係る情報の入力を確認し、研究インテグリティに係る情報を登録してください。応募（新規登録）とは別の操作となるため、画面下部の「一時保存」をクリックして応募内容の一時保存をした後、研究インテグリティにかかる情報の操作を行ってください。

基本情報
研究経費・研究組織
個別項目
応募・受入状況

**応募・受入状況**

研究者氏名 | テスト 研究者イチサン

本応募での役割 | 研究代表者

(1)事業実施中の研究費、応募中の研究費

配分機関名 事業名 (研究期間)	公募名 研究開発課題名 (研究代表者氏名 /研究代表機関名)	役割	2022年度の研究経 費 (期間全体の額)	エフォート (%)	研究内容の相違点及び他の 研究費に加えて本応募研究 課題に応募する理由
【本応募研究課題】 国立研究開発法人科学 技術振興機構 プロジェクト推進型 SBIRフェーズ1支援 (年度～年度)	START プロジェクト推進型 SBIRフェーズ1支援 2022 (テスト 研究者イチサン)	研究代表 者	0 円 (0 円)		(総額 0 円)
国立研究開発法人科学 技術振興機構 ムーンショット型研究 開発事業 (ムーンショ ット目標1) 「2050年 までに、人が身体、 脳、空間、時間の制約 から解放された社会を 実現」 (2022年度～2025年度)	【2022年度追加公募】ム ーンショット型研究開発事業 (ムーンショット目標1) 「2050年までに、人が身 体、脳、空間、時間の制約か ら解放された社会を実現」 見本 (テスト 研究者イチサン)		1,000,000,000 円 (1,000,000,00 0 円)	1	(総額 1,000,000,000 円)

(2)受入予定の研究費

配分機関名 事業名 (研究期間)	公募名 研究開発課題名 (研究代表者氏名 /研究代表機関名)	役割	2022年度の研究経 費 (期間全体の額)	エフォート (%)	研究内容の相違点及び他の 研究費に加えて本応募研究 課題に応募する理由

(3)e-Rad外の研究費

契約の 種類	相手機関 (相手機関の国名) 制度名 (研究期間)	研究課題名	予算額	エフォート (%)	機密保持 契約締結 有無
※この画面では編集不可。 「研究インテグリティに係る情報」を登録していない場合は、 一時保存して、研究者情報の編集をした後に提出を完了させてください。					
(兼業や、外部の人材雇用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む) 現在の全ての所属機関・役職					相手機関の所在地

契約状況  
寄付金や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与するすべての研究活動に係る透明性確保のために必要な  
情報について、関係規定等に基づき所属機関に適切に報告しているか。

報告している

これまでに受けた研究費とその成果

項目	内容	削除

戻る
以前の課題をコピー
一時保存
応募内容提案書のプレビュー
この内容で提出

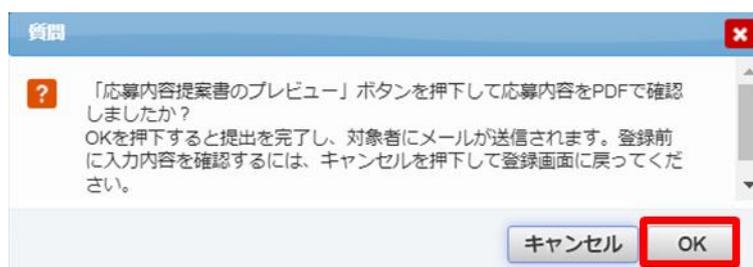
・「提出」

全ての情報の入力後、右下の「この内容で提出」ボタンをクリックしてください。

次の確認画面が表示され、「OK」をクリックすると応募が完了します。

※必ず「応募内用提案書のプレビュー」機能を使って内容を確認してください。

※e-Rad の入力規則に合致しない箇所がある場合、画面上部にエラーメッセージが表示されるとともに、問題箇所を含むタブが赤字表示、問題箇所のセルが赤色表示されます。メッセージに従って修正してください。



【応募の提出完了】画面

・正しく提出が行われると、「応募申請を受け付けました」と表示されます。これで JST へ提出されたこととなります。なお、本事業では、e-Rad による所属機関の承認は必要としません。提出が完了したら、申請の種類（ステータス）より、申請が正しく行われていることを念のため確認してください。確認方法は、「[5.2 e-Rad を利用した応募方法](#)」(2) e-Rad での応募申請、〈注意事項〉③を参照してください。



## 第6章 Q&A

### 【申請関連】

Q1 同一の研究代表者が、大学発新産業創出プログラム（START）内の複数の支援タイプへ申請することは可能か。

A1 本事業で起業による技術シーズの事業化を目指す場合、起業実証支援、ビジネスモデル検証支援、大学推進型及びスタートアップ・エコシステム形成支援内の研究開発課題（GAP ファンドプログラム）と同時に申請または実施することはできません。大学等発ベンチャーを含む中小企業への技術移転を目指す場合は、上記の重複制限に該当しません。詳細は、「2.7.1 応募要件」を参照してください。

Q2 海外機関に所属する研究者、もしくは日本国内で研究活動を行う外国人の申請は可能か。

A2 海外機関に所属する研究者は申請できません。日本国内の大学等に所属する研究者は国籍を問わず、申請が可能です。

Q3 企業や公益財団法人に所属する研究者の申請は可能か。

A3 公益財団法人、公益社団法人からの申請は可能ですが、企業（以下にあてはまらないもの）からの申請はできません。

本制度で対象とする研究機関は、国公立大学、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人等、公益財団法人、公益社団法人、公設試験研究機関、一般財団法人、一般社団法人となります。

ただし、一般財団法人、一般社団法人は、

- 1.旧制公益法人から移行したものであること
- 2.非営利型法人であること
- 3.定款に事業として「研究」を含むこと

を満たしているものが対象です。

Q4 学生の申請は可能か。また、参加できるか。

A4 JST は大学等と委託研究契約を締結するため、大学等と雇用関係にない学生は申請できません。ただし、研究機関の了解が得られれば、研究開発参加者としての参加は可能です。

- Q5 すでにベンチャーを起業した研究者の申請は可能か。
- A5 「2.7.1 応募要件」イ)に記載の研究機関に所属する研究者であり、当該研究者が起業したベンチャー企業等への技術移転を目指す場合は申請可能です。ただし、利益相反マネジメントを実施することがあります。
- Q6 起業ではなく技術移転を目指す場合も申請可能か。
- A6 「事業終了後（事業実施中も可とする）の起業による技術シーズの事業化」もしくは「大学等発ベンチャーを含む中小企業への技術移転による技術シーズの事業化」を目指す場合は申請可能です。詳細は「2.7 応募要件」を参照してください。また、一部、「技術移転」が対象外の研究開発テーマがあります。詳細は「2.1 公募の対象となる研究開発テーマ」を参照してください。
- Q7 技術移転先企業が現在起業準備中だが、申請段階で会社が設立済みである必要はあるか。
- A7 技術移転先企業は、申請の時点で設立済みである必要があります。
- Q8 技術移転の場合、企業担当者が必須だという事だが、どのような役割なのか。
- A8 本事業で創出された成果を当該企業で事業化するための活動を期待しています。また、フェーズ2以降は技術移転先企業が主体となって研究開発や事業の実施を検討いただきます。上記を踏まえて、本事業での研究開発実施への協力やJSTが実施する各種会議（委員会による進捗確認等）への出席をお願いします。
- Q9 複数機関による共同申請は可能か。
- A9 研究代表者の所属機関より申請をお願いします。申請者以外に中心的な役割を担う研究者等がいる場合は、申請様式1の「10. 活動の推進体制」に記載してください。また、再委託の実施は認めていないため、研究代表者の所属機関とは別に、共同研究機関（主たる共同研究開発者の所属機関）を設ける場合は、JSTが直接、委託契約を行いますので、委託契約等にかかる注意事項について共同研究機関においても事前に十分に確認してください。ただし、複数の研究機関が参画する場合は、申請時に知的財産権やその他の事項について整理し、事業化の障害とならないことを示す必要があります。

Q10 研究開発参加者に企業等に所属している者を含めることは可能か。

A10 可能です。ただし、企業と JST との委託研究契約は締結できません。特に起業を目指している場合は、企業等に所属している者の研究開発への参加が事業化の障害にならないことを確認してください。大学等発ベンチャーが事業を進める上で、プログラム推進中の段階から企業等との連携が必要であり、かつその連携が大学発ベンチャー成長の障害とならない場合には、委員会の審査に基づき、認められる場合があります。

Q11 特許等を保有していなくても申請は可能か。

A11 必須ではありません。ただし、事業成立のためには特許等を保有していることが望ましく、審査においても技術シーズの新規性の根拠として、考慮します。特許準備等を行ってしましたら、必要に応じて申請書に記載してください。

Q12 活動に参画しない発明者、出願人が含まれる技術シーズ（特許）を用いて申請が可能か。

A12 可能ですが、事業化に妨げが無いことを確認させていただきます。具体的には、他者との共願特許、その他妨げとなる知的財産権が無いこと、そのように知財戦略を構築できることが重要です。

Q13 民間企業から大学に転籍した研究者において、大学での発明はないが、過去に行った発明で民間企業が特許を保有する技術シーズのみで申請は可能か。

A13 本制度は大学等発の技術シーズの事業化を目指す制度であり、企業が保有する特許を自らの技術シーズとして申請することはできません。

Q14 企業と共同研究中の内容でも応募可能か。

A14 応募要件を満たす場合、応募可能です。

Q15 同じ技術シーズを用いて、他の公募へ申請することは可能か。

A15 可能ですが、選考の際には、重複調査を実施します。また、「4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置」等についてあらかじめご留意ください。START 内における重複応募の制限については、Q1 および「2.7.1 応募要件」を参照してください。

Q16 申請書の受領書はもらえるのか。

A16 申請書の受領書はありません。e-Rad で申請いただきますが、応募のステータスを確認して、「配分機関処理中」又は「受理済」となっていれば JST に申請書を提出できています。確認方法は、「5.2 e-Rad を利用した応募方法」(2) e-Rad での応募申請、＜注意事項＞③を参照してください。

Q17 申請書の書き方がわからないので、直接聞きに行ってもよいか。

A17 直接、JST にお越しいただくことは、ご遠慮ください。ご質問等については電子メールによりお願いします。

Q18 申請書を直接持参し提出することは可能か。

A18 申請書は、府省共通研究開発管理システム (e-Rad) のみで受け付けます。直接持参いただいても一切受け付けません。また、郵送や宅配便 (バイク便含む) での提出も受け付けません。ただし、申請書の受理後、審査状況により JST が申請者に追加的に必要な書類をお願いする場合がありますので、その際には郵送や宅配便 (着払い不可) での提出を依頼する場合があります。

Q19 研究開発テーマについて、公募要領記載の内容より詳細の内容を知りたいが、提示可能か。また、申請予定の内容が、研究開発テーマと合致しているか、事前に確認いただけないか。

A19 公募要領に記載している内容以外の提示はできません。また、研究開発テーマと合致しているかについては、公募要領の記載に基づき、各自でご判断をお願いします。

Q20 複数の研究開発テーマにまたがる課題は応募可能か。

A20 いずれか 1 つの研究開発テーマを選択して申請いただく必要があります。

Q21 研究開発テーマごとにほぼ均等に採択されるのか。

A21 研究開発テーマごとの採択割合等は特に設定していません。

Q22 研究開発テーマは毎年同じ内容か。

A22 来年度以降の研究開発テーマは未定です。

Q23 申請様式 1「11. 他制度での助成等の有無（民間財団・海外機関を含む）」に海外機関を含むとあるが、海外機関からの受入予定あるいは申請中の研究資金について、具体的に何を記載すればよいか。

A23 応募時点において、研究者が応募中及び受入予定の研究費を幅広く記入していただくこととなりますので、競争的研究費、民間財団からの助成金、企業からの受託研究費や共同研究費など、外国から受け入れるすべての研究資金について記入するようにしてください。

### 【活動等について】

Q24 研究開発期間中に発明した特許の帰属はどうか。

A24 産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、研究機関に帰属します。

Q25 支援期間中に研究代表者が起業することは可能か。

A25 可能です。支援期間中に起業される場合には事前に連絡をお願いします。ただし、ベンチャー設立経費、ベンチャー活動経費等、ベンチャー企業側で支出することが妥当な内容には研究開発費を支出できません。

### 【経費全般】

Q26 プログラムの作成などの業務を外部企業等へ外注することは可能か。

A26 研究開発を推進する上で必要な場合には外注が可能です。ただし、その場合の外注は、研究開発要素を含まない請負契約によるものであることが前提です。研究開発要素が含まれる再委託は、認められません。

Q27 間接経費は措置されるか。

A27 原則として直接経費の 30%相当を直接経費とは別に間接経費として措置します。

Q28 「間接経費」とはどのようなものが該当するか。

A28 間接経費は「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針（平成 13 年 4 月 20 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ/令和 3 年 10 月 1 日改正）」に則り、執行することが求められます。証拠書類の整備や期間等も含めて、具体的な使途は以下の URL にて最新の事務処理説明書等を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

Q29 特許経費は支出できるか。

A29 本研究開発期間における研究開発成果に基づいた新規特許（新権利）の出願・登録・維持・保全・特許出願に係る弁理士への相談に必要な費用は、原則として間接経費等から支出してください。また国際特許出願についても同様ですが、権利が大学に帰属している特許については、JST が運営する「知財活用支援制度」も活用できますので、ご相談ください。

[https://www.jst.go.jp/chizai/pat/p\\_s\\_00summary.html](https://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_00summary.html)

なお、ベンチャー企業の創出に向けた事業戦略を構築するための特許調査の費用は研究開発費（直接経費）から支出できます。

Q30 自機関の施設等の使用料は支出できるか。

A30 本事業の活動に直接必要であり、専ら使用される研究実施場所については、借上経費の計上が可能です。研究機関は、その使用料の算出にあたっては、利用規則等の規程に従う等、算出根拠を合理的に説明し得る方法により行ってください。研究実施場所借上経費の計上を行う場合には、経費の算出根拠を明らかにした証拠書類を整備し、収支簿の提出が必要な研究機関においては、収支簿に添付して提出してください（様式任意）。

Q31 本事業として出席を求める進捗の評価への出席等、JST との打ち合わせ・会議等への旅費は支出できるか。

A31 本事業の活動と直接関係があるものへの旅費は支出できます。

Q32 研究に必要なものを、技術移転先企業や課題と一緒に参画する企業、法人の子会社に発注し、委託研究開発費で支払って良いか。

A32 技術移転先企業、参画機関、それらの 100%子会社等（以下、「参画機関等」という。）から調達を行うことは可能です。ただし、以下の点にご注意ください。

a. 利益排除に関する留意事項

(a) 原則として、競争原理を導入した調達（入札または相見積）を行ってください。

(b) 参画機関等から調達を行う場合、2 者以上（当該機関を含まない）による競争の結果、参画機関等の調達価額が他者の価額以下となる場合は、利益排除は不要です。なお、ここでいう調達価額とは、適正な利益率を加味した価額（定価等）を指します。

(c) 利益排除を行っている場合には、算出根拠を明らかにした証拠書類を整備し、収支簿の提出が必要な研究機関においては、収支簿に添付して提出してください（様式任意）。

(d) 参画機関等から「役務」の調達を行う場合は、仕様により作業内容が明確であるとともに、作業内容に研究開発要素を含まないことが要件となります。

#### b. 利益排除の方法

(a) 参画機関等から1契約 100万円以上の物品又は役務の調達を行う場合（1契約が100万円未満の場合は、以下の利益排除手続を省略することが可能です）

- ・合理的な選定理由により競争による調達を行わない場合の経費の計上にあたっては、原則として、製造原価又は仕入原価を用いることにより利益排除を行ってください。なお、原価の証拠書類等を明らかにできない場合には、参画機関等の製造部門等の責任者名によって、製造原価証明書を作成してください。

### 【その他】

Q33 フェーズ2事業へはどのような形で移行するのか。

A33 フェーズ2実施省庁によって異なります。フェーズ2事業の詳細については、募集内容が決定され次第、採択者に対してJSTからもご案内いたします。

Q34 追跡調査とはどのような調査か。設立ベンチャーや技術移転先企業が求められる協力内容はどのようなものか。

A34 SBIR フェーズ1で支援した研究開発について、事業終了後の状況や社会実装されたのか、イノベーションが創出されたのか、という点で追跡調査を実施します。具体的には、以下のような項目についてアンケートを送付し、ご回答いただくことを想定しています。ただし、内容については変更になる可能性があります。

#### <起業の場合>

- ①SBIRのフェーズ2事業やその他の公的支援制度への応募状況
- ②成果の把握（従業員数、資金調達額、製品化・上市事例、派生技術等）
- ③プロジェクト実施の効果（売上、波及効果等）
- ④製品化・上市、中止、中断に至った経緯

<技術移転の場合>

- ①SBIR のフェーズ 2 事業やその他の公的支援制度への応募状況
- ②成果の把握（製品化・上市事例、派生技術等）
- ③プロジェクト実施の効果（売上、波及効果等）
- ④製品化・上市、中止、中断に至った経緯

以上

## **SBIR フェーズ 1 支援 申請書様式**

e-Rad へアップロードする際は、青字の記入要領、記入例を削除した上で、申請様式 1～2 または 1～3 を PDF 形式で1つのファイルに結合してください(合計 20 MB 以下)。

### (申請様式 1)

ポイントをおさえ、査読者が読みやすいよう留意して作成してください。

※文字サイズは【10.5pt 以上】、フォントは【MS Pゴシック】としてください。

※7.～9.については、各項目でページ数を指定していますので確認してください。

## SBIR フェーズ 1 支援 - 申請書

年 月 日提出

### 1. 目指す社会実装の方法

※該当しない選択肢は削除し、どちらか1つだけ残してください。研究開発テーマによっては(2)は対象外となりますので、必ず公募要領で確認してください。

- (1) 起業による技術シーズの事業化
- (2) 大学等発ベンチャーを含む中小企業への技術移転

### 2. 研究開発テーマ(1つ選択)

※該当しない選択肢は削除してください。複数該当する場合も、最も関連性の高いものを1つだけ残してください。

- (1) Beyond 5G の機能を実現・活用し、新たな価値を生み出す最先端の通信技術・通信アプリケーション等に関する研究開発【総務省】
- (2) 農林漁業者の高齢化や担い手不足の解消に資する自動化・省力化、生産技術の効率化【農林水産省】
- (3) 農林水産物の流通の合理化・迅速化【農林水産省】
- (4) 農林水産物の環境配慮、循環型の生産体系実現の可能性拡大に資する技術開発【農林水産省】
- (5) 各障害の特異性・個別性も留意しつつ、多様化する障害像への汎用性も見据えた自立支援機器の開発【厚生労働省】
- (6) IoT 等の活用による内航近代化に係る研究開発【国土交通省】
- (7) 海の次世代モビリティによる沿岸・離島地域の課題解決に向けた研究開発【国土交通省】
- (8) 交通分野(特に大型モビリティ)における代替燃料や大容量蓄電池の活用に向けた研究開発【国土交通省】
- (9) 造船所の生産性向上に関する研究開発【国土交通省】

### 3. 課題名

※研究開発課題名を記入してください。課題が採択された場合、公開します。

※本項目の内容を e-Rad 上の「研究開発課題名」および【基本情報「研究目的」】欄に転記してください。

### 4. 課題概要

※課題概要を 150 文字以内で簡潔に記述してください(図、表の使用は不可)。

記載例: ○○○(技術シーズ)を利用して、○○○という課題を解決する○○○を開発する。さらに、○○○によって、○○○を行うベンチャー企業の設立/○○○を行う企業への技術移転を目指す。

※課題が採択された場合、JST プロジェクトデータベース(<https://projectdb.jst.go.jp/>)および START 事業ホームページ(<https://www.jst.go.jp/start/>)において公開されますので、公開を希望されない情報が含まれないようにしてください。なお、公開前に内容を再確認させていただきます。

※本項目の内容を e-Rad 上の【基本情報「研究概要」】欄に転記してください。

## 5. 研究代表者等の情報

<研究代表者>

氏名： フリガナ：

所属機関：

部署： 役職：

※以下のチェック項目は、「1. 目指す社会実装の方法」で(1)起業による技術シーズの事業化を選択した場合のみ、回答してください。該当しない場合は、本チェック項目は削除してください。

研究代表者は、設立ベンチャー企業に対する追跡調査(設立後、5年程度実施予定)に協力する。

<企業担当者>

※企業担当者の情報及び以下のチェック項目は、「1. 目指す社会実装の方法」で(2)大学等発ベンチャーを含む中小企業への技術移転を選択した場合のみ、記載してください。該当しない場合は、本項目は削除してください。

氏名： フリガナ：

所属企業：

部署： 役職：

業種： ※公募要領末尾の「業種表」から選択ください。

資本金： 従業員数：

公募要領「2.7.2 技術移転先企業の要件」を満たす企業である。

申請、研究開発および追跡調査(研究開発終了後、5年程度実施予定)への協力に関して、技術移転先企業の同意が得られている(※申請様式3の提出必須)。

## 6. 研究開発分野

研究開発分野	チェック欄
ライフサイエンス	
環境・エネルギー	
情報通信	
ナノテクノロジー・材料	
農林水産	
その他	

※左の表で該当する分野のチェック欄に、「レ」を記入してください(複数選択可)。

※「その他」の場合は内容を自由に記載してください。

## 7. 技術シーズ

※2 ページ以内で説明してください。

### (1-1) 技術シーズの内容・特徴

※本事業の基盤となる技術シーズについて、これまで得られた研究成果、その独創性・新規性を、図表やデータを用いて具体的に記載してください。

### (1-2) 技術シーズの成熟度

※本事業の基盤となる技術シーズについて、現時点での成熟度(ラボレベル、試作段階(プロトタイプ)、製品化段階など)を具体的に記載してください。

### (2) 他の技術やサービスと比較して本技術が優れている理由

※本技術や事業をとりまく現状の問題点、競合技術についてできるだけ具体的に挙げ、それに対する本提案の優位性について、その理由・根拠を、図表やデータを用いて具体的に記載してください。  
※直接的な競合だけではなく、課題の解決やニーズの充足が期待できる別の方法(間接的な競合)についても、可能な限り記載してください。

### (3) 補足情報

[現時点で保有している知的財産等]

※当該技術シーズに関する主な知的財産権などを記載してください。  
※特許の場合、発明の名称、特許番号(または出願番号)、発明者、出願人、出願日、単願 or 共願を記載してください。  
記載例: aaa の装置およびその製造方法、第 xxx 号(特願 20yy-zzz)、〇〇〇〇、xyz 大学、20xx 年 y 月 z 日出願、単願  
※特許以外の知的財産権の場合、上記同様の情報を記載してください。  
※特許を保有していない場合は、空欄でかまいません。あえて秘匿している場合はその旨を記載してください。  
※この項目は、上記以外記載しないでください。

[論文等]

※提案の技術シーズに関係する研究論文や著書があれば記載してください。  
※箇条書きとし、著者名、タイトル、掲載誌名(書籍名)、巻、号、ページ、発行年等の情報、概要も含めて記載してください。  
※論文等の業績が多い場合、本提案に関する業績に絞り込んでください。(ページ制限を遵守)

[当該技術シーズの創出、育成に寄与した公的支援制度]

※当該技術シーズの創出に関して、支援を受けた競争的研究資金、助成金などがあれば必ず記載してください。

## 8-1. 製品・サービス

※8-1と8-2を合わせて2ページ以内で説明してください。

※「1. 目指す社会実装の方法」で(2)大学等発ベンチャーを含む中小企業への技術移転を選択した場合は、企業担当者と協働して記載内容を検討してください。

### (1) 想定する製品・サービスの内容

※想定する具体的な利用場面、応用分野、想定顧客(例えば企業向けであればターゲット企業の業種、企業規模等の属性やターゲットとなり得る顧客数の見込み等を含めて)、想定する顧客の使用機会などについて記載してください。

※製品・サービスをどのように生産して顧客に提供し、どのように料金をもらうのかなどのビジネスイメージを記載してください。(図表等を用いることも可)

### (2) 製品・サービスが必要とされる理由

※想定する製品・サービスが、事業として継続して社会に求められる理由(想定できる顧客環境の変化、その周辺技術やその他に及ぼす影響等)について記載してください。

### (3) 研究開発テーマとの関連

※想定する製品・サービスが、研究開発テーマにおけるニーズ元府省の提示する社会ニーズ・政策課題の解決へ将来的にどのように貢献するのかについて記載してください。

## 8-2. 事業化の構想【ベンチャー起業】

※8-1と8-2を合わせて2ページ以内で説明してください。

※「1. 目指す社会実装の方法」で(1)起業による技術シーズの事業化を選択した場合のみ記載し、該当しない場合は削除してください。

### (1) 事業化を目指した背景、理由

※事業化を目指した背景、理由について記載してください。

※企業との共同研究やライセンス契約ではなく、ベンチャー起業により技術シーズの事業化を目指す経緯や、なぜ自分たちが事業を進めるのか、なぜ今のタイミングなのかを含めて具体的に記載してください。

### (2) 本研究開発およびその後の社会実装に向けた取り組みの構想

※本研究開発およびその後の社会実装に向けた取り組みの構想や事業化までのスケジュール(長期スケジュール)について、起業の時期や技術、サービス、商品の上市の時期、どのように事業を拡大していくかを含めて記載してください。

※事業を海外展開する予定があれば、記載してください。

### (3) 知財戦略

※技術シーズを事業化するにあたっての、知財戦略について記載してください。

※将来、ベンチャーを創出しようとした場合、技術シーズの発明者、技術シーズが帰属する機関等(共願人)の同意が得られているか等、事業化の妨げとならないことも含めて示してください。

### (4) 補足情報

#### [ベンチャー企業への参画経験]

※ベンチャー企業に参画した経験があれば、参画したベンチャー企業の事業内容、ご自身の役割等を記載してください。

## 8-2. 事業化の構想【技術移転】

※8-1と8-2を合わせて2ページ以内で説明してください。

※「1. 目指す社会実装の方法」で(2)大学等発ベンチャーを含む中小企業への技術移転を選択した場合のみ記載し、該当しない場合は削除してください。

※企業担当者と協働して記載内容を検討してください。

### (1) 事業化を目指した背景、理由

※事業化を目指した背景、理由について記載してください。

※技術移転により技術シーズの事業化を目指す経緯について、技術移転先企業とのこれまでの連携やなぜ自分たちが事業を進めるのか、なぜ今のタイミングなのか等を含めて具体的に記載してください。

### (2) 本研究開発終了後の事業化、社会実装の構想

※本研究開発終了後の事業化、社会実装について、その構想や事業化までのスケジュール(長期スケジュール)について、技術、サービス、商品の上市の時期やどのようにビジネスとして成立させるのか、企業内でどのような位置づけとするのかを含めて、具体的に記載してください。

※事業を海外展開する予定があれば、記載してください。

### (3) 本研究開発およびその後の事業化、社会実装に向けて、研究者および企業の果たす役割

※本研究開発およびその後の事業化、社会実装に向けて、研究者および技術移転先企業の果たす役割について、企業の事業内容や、今後の展開に活かされる企業の強み等を含めて、具体的に記載してください。

※既に技術移転先企業と共同研究を行っている場合やライセンス契約等がある場合は、その状況について具体的に記載してください。

### (4) 知財戦略

※技術シーズを事業化するにあたっての、知財戦略について記載してください。

※将来、当該技術シーズを技術移転しようとした場合、技術シーズの発明者、技術シーズが帰属する機関等(共願人)の同意が得られているか、その他に関連する発明が無いかなどについて記載してください。

## 9. 事業化に向けた活動計画

※2 ページ以内で説明してください。

### (1-1) 研究開発の目標

※事業化を行うために必要な SBIR フェーズ 1 支援での研究開発の目標を記載してください。目標は具体的に検証できる数値等により設定してください。

※記載にあたっては、製品・サービスの社会実装に必要な技術の水準に対して、現状の技術がどの水準にあり、本研究開発でどの水準まで達成し、終了後どのような見通し(次に解決すべき課題等)を持っているのかについて具体的に記載してください。

※目標が事業化のために必要である理由について、具体的に説明してください。

### (1-2) ビジネス面の目標

※事業化を行うために必要な SBIR フェーズ 1 支援でのビジネス面の目標を記載してください。目標は具体的に検証できる数値等により設定してください。

※記載にあたっては、起業や技術移転に必要な水準に対して、現状および本事業でどの水準まで達成し、終了後どのような見通し(次に解決すべき課題等)を持っているのかについて具体的に記載してください。

※目標が事業化のために必要である理由について、具体的に説明してください。

## (2) 具体的な課題、研究開発項目・ビジネス活動項目、スケジュール

<記載例>

### ① 目標達成のために解決すべき課題 A:「○○○○」

研究開発項目 a: ○○○○

担当者: ▲▲

実施期間: ○年

実施内容

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

研究開発項目 b: ○○○○○○○

担当者: ▲▲ ▲▲(○○大学)

実施期間: ○年○月~○月

実施内容

~~~~~

~~~~~

~~~~~

ビジネス活動項目 a: ○○○○○○○

担当者: ▲▲ ▲▲(○○大学)

実施期間: ○年○月~○月

実施内容

~~~~~



②目標達成のために解決すべき課題 B:「〇〇〇〇」  
研究開発項目 c:〇〇〇〇〇〇〇〇  
担当者: ▲▲ ▲▲、△△ △△(〇〇大学)  
実施期間:〇年〇月～〇月  
実施内容  
.....

③目標達成のために解決すべき課題 c:「〇〇〇〇」  
ビジネス活動項目 b:〇〇〇〇〇〇〇〇  
担当者: △△ △△(〇〇大学)  
実施期間:〇年〇月～〇月  
実施内容  
.....

## 10. 活動の推進体制

### (1) 研究代表者

氏名	所属機関名	部署名	役職	役割分担	エフォート(%)
○山○美	○○大学	大学院工学研究科	准教授	研究開発全体の統括	20

### (2) 主たる共同研究開発者

氏名	所属機関名	部署名	役職	役割分担	エフォート(%)
○川○夫	□□大学	大学院工学研究科	准教授	研究開発項目の中で、○○○を担当	20

※研究代表者の所属機関(A)と異なる研究機関(B)に研究開発費が必要である場合、研究機関(B)における責任者を記載してください。再委託の実施は認めておりませんので、主たる共同研究開発者の所属する共同研究開発機関とJSTが直接、委託契約を行います。

(研究代表者と所属機関が同じ共同研究者については、(3)研究開発参加者として記載してください。)

※本事業では、企業との契約およびJSTから企業への予算措置は行いません。

### (3) 研究開発参加者

氏名	所属機関名	部署名	役職	役割:分担内容	エフォート(%)
○○○○	○○大学	大学院工学研究科	博士2年	研究開発項目の中で、○○○を担当	20
○○○○	○○大学	大学院工学研究科	博士1年	研究開発項目の中で、○○○を担当	20

### (4) 技術移転先企業

※「1. 目指す社会実装の方法」で(2)大学等発ベンチャーを含む中小企業への技術移転を選択した場合のみ記載し、該当しない場合は削除してください。

氏名	所属機関名	部署名	役職	役割:分担内容
○○○○	株式会社 ○○	○○部 ○○課	○○	○○○を担当
○○○○	株式会社 ○○	○○部 ○○課	○○	○○○を担当

### (5) その他の連携体制

※事業化に向けて、大学等の産学連携部門、ベンチャーキャピタルや起業支援機関、起業しようとするベンチャー企業の経営者候補、又は提携候補企業等と既に協議を行っている場合は、その協議状況について記載してください。

## 11. 他制度での助成等の有無(民間財団・海外機関を含む)

・研究代表者および主たる共同研究開発者が、現在受けている、あるいは申請中・申請予定の国の競争的研究費制度やその他の研究助成等(民間財団・海外機関を含む)(※)について、研究課題ごとに、研究課題名、研究期間、役割(代表/分担)、本人受給研究費の額、エフォートおよび本申請との切り分けを記入してください。公募要領「第4章 4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置」も参照してください。

※応募に当たっては、「統合イノベーション戦略 2020」において「外国資金の受入について、その状況等の情報開示を研究資金申請時の要件」とすることとされたことを踏まえ、令和3年度公募より、「他制度での助成等の有無」(事業によっては「研究費の応募・受入等の状況」)の様式に海外からの研究資金についても記入することを明確にしています。国内外を問わず、競争的資金のほか、民間財団からの助成金、企業からの受託研究費や共同研究費などの研究資金について全て記載してください。

(1) 研究代表者: ○○○○

番号	制度名	受給状況	研究課題名 (代表者氏名)	研究期間	役割 (代表/ 分担)	(1)本人受給研究費 (期間全体)	2022年度 エフォート (%)
						(2) " (2023年度 予定)	
-	SBIR フェーズ1 支援		課題名	2022.10			9. 活動の推進体制
1	科学研究補助金 基礎研究						
	※ 本申請						
2	JST 戦略創造研究 進事業 (CREST)						
	※ 本申請						
3							
	※ 本申請						

・記入内容が事実と異なる場合には、採択されても後日取り消しとなる場合があります。  
 ・本申請課題を必ず1つ目に、次にその他研究課題を本人受給研究費(期間全体)が多い順に記入してください。  
 ・本申請の技術シーズとの関連有無に関わらず、記入してください。  
 ・必要に応じて行を増減してください。

### 【注意事項】

#### (1)「受給状況」

以下のいずれかを記入してください。

- ・受給: 現在受給中または受給が決定している課題。
- ・申請: 申請中または申請予定の課題。

本申請課題を除き、「申請」に該当する課題についてエフォートは記入しないこと。

#### (2)「役割」

以下のいずれかを記入してください。

- ・代表: その研究課題において、代表者として研究費を受給
- ・分担: その研究課題において、代表者以外の立場で研究費を受給

#### (3)「本人受給研究費」

以下に従って、研究費(年度別・総額・間接経費込み)を千円単位で記入してください。

##### (ア) 代表者として研究費を受給した研究課題

「代表を務める研究チーム(共同研究チームは除く。研究チームが本人のみの場合は代表者本人)」が受給した研究費

##### (イ) 代表者以外の立場で研究費を受給した研究課題

「本人が分担者のグループ代表者として所属する研究グループ(分担グループが分担者のみの場合は分担者本人)」が受給した研究費

#### (4)「エフォート」

本申請課題以外の申請中・申請予定の課題(受給状況に「申請」と記入したもの)については、エフォートは記入しないでください。

また、本申請課題のエフォートと、その他受給中の研究課題のエフォートとの合計が100%を超えないようご注意ください。(e-Rad上で採択の処理ができない場合があります)

#### (5) 同一の研究代表者は、本事業(ただし、技術移転による技術シーズの事業化を目指す場合は一部異なります)、起業実証支援、ビジネスモデル検証支援、SBIR フェーズ1 支援、スタートアップ・エコシステム形成支援及び大学推進型内の研究開発課題を同時に申請または実施することはできません。

(2)主たる共同研究開発者:○○○○

番号	制度名	受給状況	研究課題名 (代表者氏名)	研究期間	役割 (代表/ 分担)	(1)本人受給研究費 (期間全体)	2022年度 エフォート (%)
						(2)〃 (2023年度 予定)	
-	SBIR フェーズ1 支援	申請	課題名 (○○○)	2022.10 - 2023.3	分担	(3) 千円	9. 活動 の推進 体制と 同値を 記入
1	科学研究費 補助金 基礎研究(S)	受給	○○の創成 (○○○)	2021.4 - 2025.3	代表	(1) 50,000 千円 (2) 20,000 千円 (3) 20,000 千円 (4) 5,000 千円	10
	※ 本申請との切り分け(簡潔に記載)						
2							
	※ 本申請との切り分け(簡潔に記載)						

## 12. 利益相反マネジメントにかかる申告

※公募要領「2.9.2 利益相反マネジメントの実施」に基づき、申告していただくものです。応募に際し、必ず公募要領「2.9.2 利益相反マネジメントの実施」(2)研究担当者の利益相反マネジメント、(3)JST の利益相反マネジメントについて確認してください。

※該当しない場合も、必ず「該当しない」を選択し、提出してください。

※該当項目がある場合は、下部の表に該当者氏名、該当機関名、該当する番号を記載してください。

以下のすべての項目に関して、該当しない。

← すべての項目に関して該当しない場合はこちらを選択してください。

以下の項目(1)に該当するが、

所属機関の利益相反委員会に問題ないことを確認済である。

所属機関の利益相反委員会に問題ないことを確認中である。

以下の項目(2)に該当する。

(1) 研究担当者<sup>※1</sup>と本申請の参画機関(技術移転先企業を含む)との関係について

- (1-1) 研究担当者等<sup>※2</sup>の研究開発成果を基に設立した機関
- (1-2) 研究担当者等が役員に就任している機関
- (1-3) 研究担当者が株式を保有している機関
- (1-4) 研究担当者が実施料収入を得ている機関

(2) JST が出資する機関

※1 「研究担当者」とは、研究代表者及び主たる共同研究開発者を指します。

※2 「研究担当者等」は研究担当者本人の他、研究担当者の配偶者または一親等以内の血族が対象です。

上記項目(1)、(2)に該当する場合は以下に内容を記載してください。

No.	該当者氏名	該当者所属	対象の機関名	該当する項目番号	特記事項
例	〇〇〇〇	〇〇大学	株式会社〇〇 (技術移転先企業)	(1-1)	CTOとして参画
1					
2					

※(2)JST が出資する機関については、「対象の機関名」に「JST」と記入してください。

申請様式2

SBIRフェーズ1支援 予算計画 (●●大学)

(単位:千円)

予算費目	提案予算額	用途
①物品費	2,000	●●製造装置(〇〇作製のため)
	1,200	XX測定装置1台(〇〇評価のため)
	500	XXソフトウェア(〇〇開発のため)
	300	研究資材(ストレージ、可搬メディア)
②人件費・謝金	600	研究員1名(〇〇) × 4.5ヶ月
	280	xx専門家相談謝金●円 × ●回
③旅費	150	北海道⇄東京、1回、2名、知財戦略等打合せ
	300	北海道⇄東京、2回、2名、展示会出席による情報収集
	20	近郊、1千円 × 10回、2名、事業戦略等打合せ
④その他	550	(外注費) XX技術の知財
	500	(外注費) XXの競合採
	550	(外注費) XX測定プログ
	200	学内大型電算機使用料(
⑤小計 (①+②+③+④)	7,150	
⑥間接経費(⑤の30%)	2,145	
総計		

※様式2は、研究担当者(研究代表者、主たる共同研究開発者)の所属機関ごとに作成してください。

※人件費・謝金の合計は原則として、直接経費の50%以内としてください。

※旅費の算定については、各研究機関の旅費規程に準拠してください。

※外注費については公募要領「3.3.1 研究開発費(直接経費)」に記載の通り、研究開発要素を含まず、役務仕様が予め決まっており、作業のみを外注する請負契約のみ直接経費での計上が認められています。  
また外注費を計上する際は用途欄に『(外注費)』と記載してください。

※外注費は、原則として、直接経費の50%以内とします。50%を超える場合は下部に理由を記載してください。

※技術移転先企業、参画機関、それらの100%子会社等へ外注を行う場合は、利益排除が必要となる場合があります。詳しくは公募要領「第6章 Q&A」のQ32をご確認ください。

※間接経費の比率が30%以外の場合は、下線部(数値)と計算式を修正してください。

※外注費は、原則として、直接経費の50%以内とします。50%を超える場合は、本欄に理由を記載ください。

※e-Radへアップロードする際は、青字の記入要領、記入例を削除した上で、申請様式1~2または1~3をPDF形式で1つのファイルに結合してください(合計20 MB以下)。

※「用途」欄は調達する物品・役務等の名称だけでなく、その調達が事業化に向けて必要な理由が分かるよう記載してください。

※採択された場合、本資料を基に事業化に向けての妥当性など計画の内容等を総合的に勘案し、活動実施予算額を提示します。採択後の合理性を欠く予算計画の大幅変更や目的と異なる予算使用は認めていません。

※再委託は認めません。共同研究機関を設ける場合、以下の通り、本様式を追加作成してください。

- ・研究代表者所属機関の本様式
- ・主たる共同研究開発者の所属機関の本様式(複数設ける場合機関ごとに必要)

※事業化を目的としない基礎研究のための経費は認められません。

※本事業では企業との契約およびJSTから企業への予算措置は行いません。

※本様式は技術移転を目指す場合のみ提出が必要です。  
e-Radへアップロードする際は、青字の記入要領、記入例  
を削除した上で、申請様式1～3をPDF形式で1つのファ  
イルに結合してください(合計20MB以下)。

(申請様式3)

## 誓約書

2022年〇〇月〇〇日

国立研究開発法人科学技術振興機構 殿

研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム(START)

プロジェクト推進型 SBIR フェーズ1 支援に係る誓約

研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム(START) プロジェクト推進型 SBIR フェーズ1 支援(以下、「本事業」という。)で申請する研究開発課題に関して、下記の事項を遵守することを誓います。

### 記

1. 研究代表者は、技術移転先企業担当者(以下、「企業担当者」という。)と協働で申請書を作成する。
2. 企業担当者またはその代理者は、JST が実施する研究開発課題に関する進捗確認のための各種会議等へ出席する。
3. 技術移転先企業は、追跡調査(本事業終了後、5年程度実施予定)に協力する。
4. 本事業終了後(フェーズ2以降)は、技術移転先企業が主体となり、事業の実施を検討する。

以上

課題名: 「〇〇〇〇」

※申請様式1「3. 課題名」を転記してください。

企業担当者

所属機関: 〇〇株式会社

部 署: 〇〇事業部

役 職: 〇〇課長

氏 名: 〇〇 〇〇

※Wordでの打ち込みで構いません。  
※押印は不要です。

研究代表者

所属機関: 〇〇大学

部 署: 〇〇研究科

役 職: 〇〇研究員

氏 名: 〇〇 〇〇

※Wordでの打ち込みで構いません。  
※押印は不要です。

## 「業種表」

本業種分類は、「日本標準産業分類」の大分類に基づきます。

業種
農業，林業
漁業
鉱業，採石業，砂利採取業
建設業
製造業 ※上記のうち、ゴム製品製造業の場合は「 <u>ゴム製品製造業</u> 」と記載してください。
電気・ガス・熱供給・水道業
情報通信業 ※上記のうち、ソフトウェア業の場合は「 <u>ソフトウェア業</u> 」、情報処理サービス業の場合は「 <u>情報処理サービス業</u> 」と記載してください。
運輸業，郵便業
卸売業，小売業
金融業，保険業
不動産業，物品賃貸業
学術研究，専門・技術サービス業
宿泊業，飲食サービス業 ※上記のうち、旅館業の場合は「 <u>旅館業</u> 」と記載してください。
生活関連サービス業，娯楽業
教育，学習支援業
医療，福祉
複合サービス事業
サービス業（他に分類されないもの）
その他 ※具体的に記載してください。

研究成果展開事業  
大学発新産業創出プログラム（START）  
令和4年度 プロジェクト推進型  
SBIR フェーズ1 支援  
公募

**【ウェブサイト】**

事業ホームページ <https://www.jst.go.jp/start/>

公募情報・申請書類等 <https://www.jst.go.jp/start/sbir/call2022.html>

**【問い合わせ先】**

国立研究開発法人科学技術振興機構

産学連携展開部 START 事業グループ

E-mail : [sbir-one@jst.go.jp](mailto:sbir-one@jst.go.jp)

※緊急時を除き、電子メールでお願いします。

電話番号 : 03-5214-7054 (受付時間 : 10:00~17:00)

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く